

平成 2 9 年 第 4 回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日 (木)

閉 会 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日 (木)

仁 木 町 議 会

平成29年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 平成29年12月21日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 平成28年度各会計決算特別委員会審査報告書 |
| 日程第7 | 承認第1号 | 専決処分事項の承認について
平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第8 | 一般質問 | 平成30年度に向けた予算のあり方について（佐藤秀教議員）
本町農業の将来像について（水田 正議員）
本町の米政策について（野崎明廣議員）
いじめの実態と対策について（林 正一議員）
地域づくりによる介護予防の推進について（住吉英子議員）
地域包括ケア深化・地域共生社会の実現に向けて（住吉英子議員）
まちづくり基本条例の制定について（上村智恵子議員） |
| 日程第9 | 議案第1号 | 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第2号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第3号 | 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第4号 | 平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第5号 | 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第6号 | 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第7号 | 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 発委第1号 | 仁木町議会議員政治倫理条例の制定 |
| 日程第17 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第18 | 意見案第14号 | 診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書 |
| 日程第19 | 意見案第15号 | 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書 |
| 日程第20 | 委員会の閉会中の継続審査 | |
| 日程第21 | 委員会の閉会中の所管事務調査 | |

平成29年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成29年12月21日（木） 午前 9時30分
 閉 会 平成29年12月21日（木） 午後 5時23分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智恵子

出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智恵子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	林 幸 治	教 育 次 長	泉 谷 享
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（新 見 信）
住 民 課 長	川 北 享	監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹		
農 政 課 長	鹿 内 力 三		
建 設 課 長	可 児 卓 倫		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成29年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る12月8日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、承認1件、議案7件、発委1件、諮問1件、意見書2件の合計13件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が6人から7件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6・報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・専決処分事項の承認については、即決審議でお願いいたします。日程第8・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、水田議員1件、野崎議員1件、林議員1件、住吉議員2件、上村議員1件の順でございます。日程第9から第11の条例改正については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第15の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16・発委については、即決審議でお願いいたします。日程第17・諮問については、提案説明の後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第18から第19の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第20・委員会の閉会中の継続審査、日程第21・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成29年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日、12月21日木曜日、会期は開会が12月21日木曜日、閉会が12月25日月曜日の5日間といたします。なお、12月22日金曜日から12月24日日曜日まで休会といたします。

最後にその他の事項として、本日、12月21日木曜日の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、12月21日から12月25日までの5日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、12月21日から12月25日までの5日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。

仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、12月22日から12月24日までを休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、12月22日から12月24日までを休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から平成29年度第7回から第9回までの例月出納検査報告書が提出されております。

次に、9月27日開催の平成29年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月25日から27日までの日程で北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、大分県日出町を訪問し、議会における災害発生時における対応要綱について研修を行ってまいりました。日出町議会は地震等の災害が発生したときに、議会が町対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため「災害発生時の対応要綱」を定め、議員自身が積極的に災害対策支援の一員として活動することとしています。日出町議会の取組は、災害発生時に災害対策本部の動向を見守るだけではなく、議員自らが率先して支援を行うということを目的に本要綱を定めたということであり、その行動力に感心いたしました。災害はいつ起きるかわかりません。日出町議会のように、私たち議員も町に対応をゆだねるだけでなく、常に危機意識を持ち災害に備える必要があるということを学び、大変有意義な研修でありました。

11月21日には、後志町村議会議長会によります中央要望が実施され、私もその一員として、道内選出国

会議員に対し北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備に関する要望運動を実施してまいりました。

また、11月22日には、第61回町村議会議長全国大会並びに第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催され、出席してまいりました。大会では、大島衆議院議長や竹下自由民主党総務会長など、来賓各位の出席を仰ぎ「地方創生の実現を目指して」の大会スローガンの下、全国927町村議会の総意として、北海道における交通体系に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む35項目、決議17項目、並びに、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、特別決議5件、更に豪雪地帯の振興に係る要望事項8件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする決議8件を満場一致で採択し、同日、全国町村議長会正副会長、理事による国への要望行動が行われたところであります。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告します。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が10月24日に開催され、私と上村副議長が出席しております。後志広域連合議会は11月24日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

平成29年も残すところ10日余りとなりました。日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ、関係各位には体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

平成29年第4回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第4回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、鶴田農業委員会会長、原田代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

10月22日に投開票が行われた衆議院選挙では、結果として自民党が284議席と単独で過半数を大きく超える圧勝となりました。この結果が地方自治体に対しどのような影響を及ぼすのか、我々は今後の動きを注視していかなければなりません。従来どおり国政がどのような情勢になろうとも、自治体として果たすべき役割は全うし、地方が元気にならなければ国は元気にならないという強い気持ちの下、まちづくりを進めていかなければならないと改めて認識したところでございます。

また先般、第65回北海道女性議員協議会の集まりが赤井川の地で開催され、私も交流懇親会に出席させていただきました。本町からも、上村議員、住吉議員が参加され、全道各地からも議員という立場で活動されている女性議員の皆さんが一堂に会し親睦を深めながら、お互いに情報交換をされておりましたが、

政治分野における女性の参画拡大は多様な民意の反映のため、極めて重要であると認識しております。一方で、我国の政治分野における女性の参画状況は、国・地方ともに依然として低い水準に留まっております。安倍総理は成長戦略の柱の一つとして、女性の活躍を掲げておりますが、本町におきましても、すべての女性が輝く社会づくりの実現に向けて、子育ての支援や環境整備等も含めて、関連する施策を今後も進めてまいりたいように考えている次第でございます。

今年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて70周年にあたる極めて意義深い年であります。このような大きな節目の年にあたり、国民を挙げて、地方自治の意義と重要性を再認識し、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するため、先日都内で記念式典が挙行され、私も参加してまいりました。天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、安倍総理が祝辞の中で述べられていた言葉で、「我が国では今急速に少子高齢化が進むという過去に経験したことのない事態に直面している、国と地方公共団体は力を合わせて、これを克服し、未来を開いていかなければならない。政府としても、地方の優れた人材や知恵を最大限に生かし、地方の活力なくして、日本の活力なしという基本姿勢で臨んでいく。」と述べられておられました。私も同じ思いのもと、今、国や地域が抱える課題を解決するには、皆が一丸となり、取り組む姿勢がなければ困難を打ち破ることはできないと考えます。本町でも行政のみならず、議会、地域住民が志を同じくして、町の未来の発展のために前進していくためにも、皆と一致協力し、引き続き町政運営を鋭意努めてまいり所存でございます。

さて本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案7件、諮問1件、計9件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成29年第4回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、指定金融機関である北海信用金庫の合併について申し上げます。北海信用金庫は、本町の指定金融機関として、昭和56年4月1日から公金の収納及び支払事務や、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払事務の総括を行っていただいております。本年9月13日、北海信用金庫から平成30年1月1日付けで北海信用金庫、札幌信用金庫及び小樽信用金庫の3信用金庫が合併し、合併後の名称が「北海道信用金庫」になる旨の通知を受けたところであります。合併後は、札幌信用金庫が存続金庫となり、北海信用金庫及び小樽信用金庫は解散し、解散金庫の有する権利・義務は包括的に北海道信用金庫に承継されることとなっております。このことから、昭和56年3月24日に締結し、平成28年4月1日付けで更改した、仁木町指定金融機関事務取扱契約書も合併後の北海道信用金庫に承継され、1月1日以降におきましては、北海道信用金庫が地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定による本町の指定金融機関となり、仁木支店を統括店として、公金の収納及び支払事務を取扱っていただくこととなっております。

次に、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が、11月29日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国927の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の西村康稔内閣官房副長官、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、小倉將信総務大臣政務官、松本文明内閣府副大臣など、約1300名が出席して開催されました。はじめに、荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）が挨拶に立ち、「安倍内閣の内政の重要課題である地方創生については、私たち町村長が現場から地方創生を日本創生に繋げていくという強い覚悟のもと、地域の最前線で懸命に取り組んでいる。当面する町村を巡る政策課題について、町村長相互の連

携を一層強固なものとし、直面する課題、将来にわたる困難な課題に一致結束して、積極果敢に取り組んでいこう」と力強く参加者に訴えました。次に、内閣総理大臣の代理として出席した西村内閣官房副長官が「国民生活を豊かにすべく、『生産性革命』と『人づくり革命』を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。『まち・ひと・しごと創生総合戦略』も中間年を迎え、町村が守り育てきた美しい自然、豊かな伝統や文化などを活かし、自らのアイデアで、自ら切り拓く、自治体による地方創生への挑戦を、情報面、人材面、財政面から積極的に支援していく。地方の活力なくして、日本の活力なしという基本姿勢で臨んでいく」と、挨拶されました。このあと、大島衆議院議長、伊達参議院議長、小倉総務大臣政務官、櫻井全国町村議長会会長などから来賓挨拶がありました。議事に入り、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、一つ、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。一つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。一つ、地方分権改革を推進すること。一つ、道州制は導入しないこと。一つ、参議院の合区を早急に解消すること。一つ、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。一つ、ゴルフ場利用税及び償却資産に係る固定資産税を堅持すること。一つ、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。一つ、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。一つ、農林漁業者が将来に希望を持てるよう、TPP・日欧EPA対策に万全を期すこと。一つ、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むことの11項目の決議案と全国森林環境税の実現に関する特別決議。さらには、平成30年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興、地方創生、町村自治の確立、地方税財政、介護保険・国民健康保険、教育施策等の推進、農林水産業、選挙制度及び国土政策に関する9項目の重点要望並びに大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化をはじめとする34項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、平成28年度決算の財務書類について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務付けられております財務書類につきまして、統一的な基準による作成及び分析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表では、これまでに約190億円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が約128億円（67%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が約62億円（33%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（平成28年度末現在人口3420人）に換算すると、資産が557万円、負債が183万円で、純資産が374万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが道路などのインフラ資産で、資産全体の53%を占め、庁舎・町営住宅などの事業用資産は33%となっております。その他については、基金・積立金が主なものとなっております。一方、負債の中では、地方債が総負債の87%を占めており、大きな割合となっております。

概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、仁木町営の予約制バス9月試験運行について申し上げます。平成27年度に策定した仁木町地域公共交通網形成計画に基づき、仁木町地域公共交通活性化協議会において、昨年から引き続き9月の1か月間、3回目となる町営予約制バスの試験運行を行いました。試験運行では、310人（平均乗車人数2.2人）の利用者があり、昨年9月の試験運行時と比較して約30%の増加となりました。また、1人以上の予約で

運行した本数は116便から140便と増え、稼働率につきましても48%から58%と増加しております。今後におきましては、9月の試験運行及び現在行っている12月の試験運行の結果を踏まえ、平成30年10月からの本格運行に向けて、仁木町地域公共交通活性化協議会で協議してまいります。

次に、平成29年度仁木町地域防災訓練について申し上げます。11月14日に、大雨による土砂災害を想定した平成29年度仁木町地域防災訓練を、昨年度土砂災害警戒地域等に指定された然別地区において実施いたしました。今回の訓練は、土砂災害の発生が高まっているとの想定のもと、町災害対策本部の設置、住民への避難勧告の発令、避難住民のバス搬送、開設した避難所への受入れといった一連の流れを訓練し、検証したところであります。また、今回は、訓練想定を伏せて実施するいわゆるブラインド訓練とし、訓練参加者に対しては、訓練当日まで詳細な想定を伝えず、より実践的な総合防災訓練として実施いたしました。訓練には、住民避難訓練及び救出救助訓練に参加した41名の住民の他、町職員及び関係機関職員等を加え75名が参加いたしました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、万が一の土砂災害に備え、非常配備体制を再確認し、関係機関等との連携を強めてまいります。

次に、日本ハムファイターズ市町村応援大使の決定について申し上げます。北海道日本ハムファイターズでは、道内市町村の地域住民と交流を図りながら、まちづくり・まちおこしに寄与していくことを目的に、平成25年から選手が「まち応援大使」を務める事業を行っており、平成30年の1年間、本町がこの事業を行うことに選定されました。11月26日に開催された北海道日本ハムファイターズ・ファンフェスティバルで行われた抽選会に、仁木野球スポーツ少年団から3名の選手と保護者、町からは林副町長と嶋井企画課長が参加し、抽選の結果、仁木町の応援大使には、野手の矢野謙次選手と投手の高梨裕稔選手が決定いたしました。今後は、町民参加のファイターズ応援観戦ツアーや応援大使のタオル作成、野球教室や応援大使によるトークショー、ヒーロー賞と題して札幌ドーム開催試合での仁木町特産品の贈呈、日本ハムファイターズのグッズも作成し、町内を盛り上げてまいりますので議員各位におかれましてもご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、ヘルプマーク及びヘルプカードについて申し上げます。本町では、北海道並びに道内全ての市町村と連携して、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク及び障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時に提示するヘルプカードの導入を進めてまいりました。本年10月に「北海道ヘルプカード及びヘルプカード配布ガイドライン」が策定され、北海道からヘルプマークの配布がありましたので、本町においても11月から窓口で配布しております。また、ヘルプカードにつきましては、窓口配布による他、町ホームページから様式を印刷して利用できるようにしており、町民の皆さまには、町ホームページ及び広報12月号に掲載して周知を行っております。

次に、社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年8月2日に北海道社会事業協会余市病院（余市協会病院）から、平成22年度から8年連続となる救急医療に対する財政支援の要望がありました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の都市部への偏在化がいまだに改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところであります。このように常勤医師が少ない中であって時間外救急を維持するためには、応援医師の報酬、これに携わる当直看護師、診療放射線技師、臨床検査技師など、スタッフの人件費や診療材料費などで多額の経費が必要とされており、さらには、看護師確保のため独自の奨学金制度を設け、年間840万円の投資

が行われているところであります。これらのことから、救急医療部門につきましては、赤字が常態化しており、現在の救急医療体制を確保するため、北後志5町村に対し2500万円の助成を昨年度に引き続き要望されたものであります。10月5日には、北後志地域保健医療対策協議会総会が開催され、余市協会病院に対し北後志5町村で財政支援をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても5町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は254万1000円（前年度対比1万8000円の増）となりました。つきましては、今定例会に歳出補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、29年産町内各農産物生産組合の販売反省会等についてご報告いたします。本年も町内各農産物の生産組合などによる販売反省会・試食会が開催され、出席してまいりました。銀山蕎麦収穫試食会、大江産新米試食会、仁木ハウスぶどう生産組合並びに仁木ぶどう生産出荷組合合同取扱反省会、仁木町産トマト全国流通販売反省会、仁木町アイコ生産組合取扱反省会、銀山米研究会反省会にそれぞれご案内をいただき、私又は林副町長、農政課職員が出席をさせていただいております。銀山蕎麦収穫試食会では、蕎麦研究会の皆さんによる蕎麦打ち実演会が、大江産新米試食会ではゆめびりか・ななつぼしなど4品種の食べ比べが行われ、両会とも地区の皆さんも招いた試食会が催され、新蕎麦、新米を味わいながら一年を振り返り、意見交換をすることができ、大変有意義な時間となりました。仁木ハウスぶどう生産組合並びに仁木ぶどう生産出荷組合合同取扱反省会、仁木町産トマト全国流通販売反省会、仁木町アイコ生産組合取扱反省会、銀山米研究会反省会では、道内をはじめ全国の市場及び流通関係者も出席し、それぞれ本年度の育成状況や販売実績の報告、各市場関係者から他産地を含めた販売状況などの報告がありました。特に16億円を超える販売額があったトマト生産組合、4億円を超えたアイコ生産組合では、それぞれ過去最高額を更新することとなり、新おたる農業協同組合 森 一義組合長からは、「30年度からトマト集出荷貯蔵施設が稼動することで将来は40億円のトマト類販売を目指したい。」との力強い挨拶がありました。私からは、「国では地方創生を掲げ、都市部へ一極集中する人の流れを是正しようとしており、この流れを受け、地方の生産力を高めるためには、生産者の増加、労働力を確保しなければならないと痛感している。担い手や新規就農者に対して支援を考えて行かなければならない。」との考えを述べさせていただきました。これら農産物販売が本町経済の原動力であることを、改めて強く感じた29年産町内各農産物生産組合の反省会でありました。生産者皆さまの一年間のご尽力に改めて感謝申し上げます。

次に、仁木町新規就農受入協議会の設立について申し上げます。少子高齢化が社会問題となっている中、農業においても担い手の減少が進んでおり、本町では、これまで担い手の確保や育成等様々な支援を新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター北後志支所、農業委員会と連携しながら行ってきたところであり、その成果として、ミニトマトやワイナリー等の経営を志す若者が着実に増えてきている状況にあります。しかし、今後も持続可能な力強い仁木町農業を実現するためには、より一層新規就農者を受け入れて行くことが必要であり、さらに受入だけでなくしっかりと定着まで結び付けていくことも重要なことであります。この度、鶴田農業委員会会長、森新おたる農業協同組合組合長、小坂後志農業改良普及センター北後志支所支所長、林副町長が、新規就農受入の組織設立に向け準備会を立ち上げ、各農業委員、指導農業士、受入農家、生産組合代表などと意見交換を重ね、10月25日仁木町新規就農受入協議会設立総会を新おたる農業協同組合本所において開催いたしました。総会では、今後の新規就農者の受入体制を確認し、また、会長に林副町長、副会長に森組合長、監事に鶴田会長を選出し、各機関一体となって取り組ん

でいくことを確認しました。

次に、余市川土地改良区の小規模土地改良事業に対する財政支援についてご報告いたします。この度、余市川土地改良区では、尾根内排水路及び銀山用水路の改修工事を、北海道の地域づくり総合交付金720万円の採択を受け実施することとなり、町に対しても一部財政支援の要望がありました。尾根内排水路の改修は、町道尾根内裏線から吉川地先を経由し余市川へ至る排水路に、新たにV型トラフを120m設置するもので、大雨時の周辺農地や住宅への浸水被害も防げ、地域の排水環境の改善も期待されております。銀山用水路の改修は、銀山3丁目地先において、用水路下部の既設河川横断工が老朽化により陥没するおそれがあることから、これを撤去し、新たに横断工を18m設置するもので、用水路陥没を防ぎ、安定的に灌漑用水を配水することができるものであります。両事業とも北海道から本町の水田農業に必要不可欠な施設であり、早急な施設整備が必要との意見を得て実施するものであり、町といたしましても、当該水路が農業用以外にも水資源の涵養や洪水防止など、多面的機能を併せ持つ公益性のある施設であることを踏まえ、これまでと同様に財政支援を決めたものであります。つきましては、総事業費1711万8000円から道交付金720万円を除き、2分の1の495万9000円を補助することとし、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類のほか、平成29年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。早速ではございますが、平成29年第4回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、防犯ブザーと文房具セットの寄贈について申し上げます。この度、公益社団法人 余市地方法人会仁木地区会（坂東裕美会長）並びに同法人会青年部会（横関雄一副部会長）から、小学1年生に防犯ブザー、小学6年生には租税教育用小冊子と文房具セットの寄贈をいただきました。防犯ブザー等につきましては、社会貢献活動の一環として、平成9年より毎年、11月11日から17日までの税を考える週間に合わせ、関係用品を寄贈いただいております。心温まる善意に保護者を始め学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、平成29年度仁木町教育委員会教育委員視察研修について申し上げます。11月9日、10日の2日間、義務教育の9年間を通して一貫した教育を行う「小中一貫教育」や「小中学校併置」に係る調査研究のため、東川町立東川小学校と石狩市立聚富小中学校の視察研修を実施いたしました。東川小学校は、町の開基120年に合わせ平成26年3月に完成し、全校児童350名が在籍する校舎と地域交流センター、野球場やサッカー場等を備えた、ゆめ公園が複合された施設となっており、町の将来を担う子どもたちを地域ぐるみで育成しようという考えのもと建設された施設です。新しい校舎には地元特産の木工家具が配置され、校舎の中で元気に伸び伸びと勉強に励む子どもたちの姿が印象的でありました。また、東川小学校のほかに、町内には全校児童30名程度の小学校が3校ありますが、統廃合はせずに旭川市のベッドタウンとしての地理的強みを活かし、小規模校の周りに住宅地を造成するなど、学校と地域の関わりについて大変参考とな

るものでありました。一方、聚富小中学校は児童13名、生徒11名の計24名と小規模校であります。同校のスローガンである「少数精鋭」「一騎当千」の言葉のとおり、少人数であることのメリットを追求し、全教職員が「少人数だから、小中学校併置だから、聚富だからできる教育」を目指し日々励んでいるとのことでありました。各学級の授業を参観させていただいた後、小学校と中学校の教務担当者を交えた意見交換を行い、小中学校併置を成功させるカギは「教職員の意識を統一し、全校児童生徒一人ひとりに関わっていくこと」との貴重なアドバイスをいただきました。参加した教育委員からは、「学校を地域の中心として発展させる考え方やT T（教員複数名）体制、小学校への乗り入れ授業など小中学校併置の良さなどを感じ取ることができた」との感想を伺っており、大変有意義な視察研修であったと考えております。今後におきましては、これまでの研修の成果を踏まえ、将来の展望に立った小中学校併置の在り方に合わせ、建設から四半世紀を経過している町内4校の大規模改修に向けた取組を推進してまいります。

次に、仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に係る新入学児童生徒学用品費の入学年度前支給について申し上げます。要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給につきましては、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するため、仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき適切に対応しておりますが、本年4月、要保護及び準要保護として認定する保護者の所得基準を社会情勢や他町村の状況を踏まえ、生活保護基準額の1.1倍以下から1.3倍以下に引き上げ、より多くの保護者を認定できるよう町のと要綱を改正したところであります。国におきましては、就学援助費支給の参考となる「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」を平成29年3月31日付けで改正し、新入学児童生徒学用品費の入学年度前支給を可能としたところであります。この改正を受け、北海道教育委員会から入学年度前支給について検討するよう各自治体に通知があり、本町におきましては入学年度前支給の実施に向け検討を進めてきたところであります。後志管内の実施状況につきましては、既に2町村が実施済みであり、その他ほとんどの町村が平成30年度入学分から実施する意向であることから、本町におきましては国の要綱改正の趣旨や北海道教育委員会通知、他町村の動向を踏まえ、平成30年度入学分から実施できるよう、12月6日開催の平成29年第12回仁木町教育委員会定例会におきまして、町のと要綱の一部改正を決定したところであります。つきましては、新入学児童生徒学用品費の入学年度前支給に際し予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。なお、本件の支給に関しましては、1月中旬に保護者へ送付する就学通知と併せて支給申請の案内を行い、2月末までに支給できるよう事務を進めてまいります。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。今年度から新たに3年間、指定管理者となりました株式会社 北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、今年度のオープンを12月23日に予定しております。スキーリフトシーズン券につきましては、平成28年第3回仁木町議会定例会において改正いたしました、仁木町民スキー場設置管理条例で定める使用料金額に基づき販売してまいります。今年度におきましても、町民の冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として、多くの皆さまに利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に、指定管理者とともに鋭意努力してまいります。下段にはスキーリフトシーズン券使用料金額表を記載しておりますので、後程ご高覧願います。

次に、銀山小学校児童の作品コンクール最優秀賞受賞について申し上げます。公益社団法人 北海道森と緑の会が主催する、平成29年度緑化活動啓発作品コンクールにおきまして、銀山小学校5年生の工藤玲

花さんが作成したポスターが見事最優秀賞（北海道教育長賞）を受賞し、12月18日、原後志教育局長から工藤さんへ賞状が伝達されました。作品は、工藤さんが4月に学校近くの森を散策した際、大きな木に巻き付いているツタが目にとまり、再び訪れた6月、たくさんの藤色の花が木の頂上まで咲いている姿に感動し、その様子を描いたものです。その作品は、町広報紙12月号及び教育委員会ニュースに掲載されています。なお、工藤さんの作品は、同法人が植樹等の森林整備を目的に行う緑の募金の平成30年度啓発ポスターに採用されるとともに、公益社団法人 国土緑化推進機構が主催する、平成30年度用緑化運動等の全国コンクールに推薦されております。

最後に、2017 K I N G o f K I N G S 第7回北海道チャンピオンシップ少年軟式野球大会出場結果について申し上げます。10月14日、15日の2日間、釧路市において、2017 K I N G o f K I N G S 第7回北海道チャンピオンシップ少年軟式野球大会が開催され、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。本大会は、今年度の各種全道大会優勝チームに出場資格が与えられる大会で、7月開催の第38回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会兼第32回北海道スポーツ少年団軟式野球交流大会、これは第39回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会北海道予選会となっている大会であります。この大会において優勝を成し遂げた仁木野球スポーツ少年団を含む16チームによるトーナメント戦で行われました。仁木野球スポーツ少年団は、初戦で地元の釧路ゴールデンモンキーズと対戦し、初回に1点を先制するも相手チームにリードを許す展開となり、残念ながら1対8で初戦敗退となりました。なお、軟式野球を通じた団員相互の交流を目的とした交流試合に参加することができ、選手たちにとりましては大変貴重で有意義な大会であったと思います。

今年度、初の全道大会優勝や全国大会出場など、私たちに数多くの喜びと感動を与えていただいた選手をはじめ、熱心に指導されてきた監督、コーチ陣、それを支えてくださった保護者の方々、関係各位に対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。教育委員会といたしましても、町民の健康増進、体力向上を図るため、スポーツ振興、普及及び各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行まいります。なお、スポーツ大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今後の各種大会における子どもたちの活躍をご期待申し上げ、平成29年第4回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成28年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成28年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○決算特別委員会委員長（住吉英子）平成28年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。

報告第1号、平成28年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。平成29年12月21日、平成28年度各会計決算特別委員会 委員長 住吉英子。記といたしまして、平成29年9月27日付託。

付託事件につきましては、平成29年第3回仁木町議会定例会で付託されました、議案第1号から議案第4号までの平成28年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

次ページをお開きください。11月17日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、平成28年度一般会計及び3特別会計はすべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページ、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は先に説明したとおり、平成28年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は平成29年9月27日、10月16日、17日、18日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成29年第3回定例会において議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する、平成28年度各会計決算特別委員会が設置され、平成28年度一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識のもと、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳入では、地域おこし協力隊の活動状況、出産祝金の拡大、デイサービスセンターの利用状況、墓地の管理状況、ワインツーリズム事業の検証結果、フルーツパークにきの活用方策、町2大イベントの事業効果、除雪車更新のメリット、ALT導入の費用対効果などについての質疑（確認）があり、歳入では、ふるさと納税寄附金の増収方策、遊休町有地の活用（売買等）、各種税・徴収金等の滞納状況などについての質疑がありましたが、討論はありませんでした。特別会計では、簡易水道事業特別会計で一般会計繰入金の内容、水道使用料の滞納状況、今後の水道需要についての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成28年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。以上、平成28年度各会計決算特別委員会審査報告といたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第1号

平成28年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第1号『平成28年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成28年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『平成28年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第2号

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第2号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第3号

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第3号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第4号

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第4号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告とおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年9月29日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39

億4338万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年9月29日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第1号、平成29年度一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。今回の補正予算は、平成29年9月29日付けで専決処分を行っており、歳入歳出予算総額に517万8000円を追加し、それぞれ39億4338万2000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、道支出金及び18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計517万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を39億4338万2000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして歳出合計額に補正額の合計517万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を39億4338万2000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金332万8000円の増、一般財源185万円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、道支出金、3項、道委託金、1目、総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙に係る道委託金332万8000円の追加でございます。

次に、6ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては財源調整のため185万円を繰り入れるものでございます。

次に、7ページでございます。歳出でございます。2款、総務費、4項、選挙費、衆議院議員選挙費につきましては、3目に目を追加し、10月22日に執行されました衆議院議員選挙に係る選挙経費として、投票管理者の報酬から10ページでございますが、コピー使用料まで517万8000円を追加するものでございます。11ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上で一般会計補正予算（専決第1号）の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時55分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。

6名の方から7件の質問があります。

最初に、『平成30年度に向けた予算のあり方について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。

1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、先に通告してありました、平成30年度に向けた予算のあり方について質問させていただきます。

我が国は今、急速な少子高齢化に直面しております。少子化は労働力人口の減少や購買力の縮小に直結し、高齢化は医療費や年金など国や地方自治体の財政運営に多大な影響を与えています。本町も例外なく少子高齢化に直面しており、出生率の低下により児童生徒数が減少し、高齢化率も40%を超えるなど、年々深刻化している状況にあります。このような状況下において、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題であることから、国と地方が一体となって「まち・ひと・しごと創生」の取組を推進するため、中長期的な視点に立った地方版「人口ビジョン」及び「総合戦略」を、平成27年度中に策定することが求められました。本町においても、今後5か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた「総合戦略」を策定し、様々な事業に取り組んでいるところであります。

町長は2期目の町政を担うにあたり、所信と基本的な執行方針を示した中で、1点目、1期目に引き続き産業の振興を更に図る。2点目、地域住民が仁木町の永遠のテーマである、やすらぎを感じながら安心して暮らすことのできる環境づくりを目指す。3点目、高規格道路など、交通ネットワークを活かした魅力的なまちづくりを目指す。4点目、人材育成の積極的な取組をととして、女性や若者が地域で活躍できる社会の構築を目指す。以上4点の公約を挙げております。

そこで、平成30年度予算編成に向けて、上記公約をどのように反映するのか、取組内容など具体的に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、平成30年度に向けた予算のあり方についての質問にお答えいたします。

平成30年度予算編成に向けて、2期目の公約をどのように反映するのかについて、でありますが、本年

4月の任期満了による仁木町長選挙において、再び町政の舵取りを担わさせていただくこととなり、本年5月16日開催の第2回仁木町議会臨時会において、私の公約となる所信と施策の基本的な考え方について、公約に掲げた「4つの柱」を中心に述べさせていただきました。

これらの公約についてはスピード感を持って確実に対応していくことが必要なことから、ワインツーリズム事業をはじめ、定住促進新築住宅取得補助金、施設園芸促進ハウス新設更新事業補助金、高等学校生徒通学費補助事業等、環境が整った制度については本年度の補正予算において措置し、多くの町民の皆さんに活用していただいているところであります。

さらには、平成30年度に向けて、公約はもとより、第5期仁木町総合計画、仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、実効性が期待される施策や取組の事業化を進めていくこととし、「平成30年度余市郡仁木町一般会計及び特別会計編成方針」において各課に指示し、予算編成の作業を進めております。一方、公約には多額の財源が必要となる社会基盤や公共施設の整備、広範な町民の合意形成、国・道からの支援、関係市町村等との新たな連携や役割分担が必要とされるなど、一朝一夕で進めることができないものも多いため、環境や条件の整備などに時間を要するものにつきましては、2期目の任期内での実施や計画づくりが行えるよう私が先頭に立って進めてまいります。また、これらの取組を着実に推進させていくため、平成30年度から体制強化に向けた行政組織の見直しや、職員の課題解決や政策立案能力の向上に向けた北海道との人事交流を計画しております。さらには、将来この町を担う人材を創出していくとともに、地域社会や産業の未来を担う個性豊かで多様な人材の育成確保に向け、関係機関・団体等と連携の下、人材育成する仕組みづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、農業政策について質問させていただきます。

町長は所信表明の中で1期目を振り返り、産業振興に重きを置き、大小事業化に取り組みを行ったが、農業を取り巻く環境は依然厳しく、農業者の高齢化や担い手、後継者不足により将来の地域農業の展望を描けない状況にあると検証されておりますが、今期、農業政策に精通した林副町長が就任され、今後の農業を軸とした産業振興に非常に期待しているところでございますが、ご答弁いただいた内容につきましては、公約はもとより町総合計画や地方版総合戦略を踏襲して、実効性が期待できる施策や取組の事業化を進める考えということですが、総論的には理解できるものの農業者の高齢化や担い手不足、後継者問題、あるいは遊休農地の解消など、これまでの課題について具体的な個々の対応について政策目標が示されておられません。そこで、2期目そして2年目となる来年度にかけ新たな農業政策についての町長の考えを伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

1期目に引き続き、本町の誇る農産物を武器に、戦い抜ける仁木農業を推進していくこととし、ワインツーリズムやブランド産地化の取組を強化する他、平成30年から新たな政策がスタートする米については売れる米作りに向けた生産基盤の整備、集出荷貯蔵施設での共同選果が開始するミニトマトについては品質や収量の高位平準化、異常気象や栽培環境の変化に対応できる桜桃生産の安定化、シャインマスカットの本格栽培に向けた技術支援など、生産振興対策に取り組む他、新規就農者の確保や法人化の推進等、担

い手育成確保を進めてまいりたいとそのように考えております。さらには、深刻化する労働力不足に向け、国家戦略特区農業支援外国人受入事業、農福連携、後志まち・ひと・しごと・マッチングプランの活用により、人材の確保に努める他、グローバルGAPの取得をはじめ、農産物の輸出など農業のグローバル化に対応できる環境づくりを推進するなど、1期目の成果を踏まえ農業情勢の変化や新たな課題の解決に向けた施策を講じてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今、いろいろご答弁いただきましたけれども、ぜひこれまでの課題をきちんと精査してですね、農業振興の向上に向けて、積極的に取り組むことを期待して、先ほどグローバルGAPということについてお話が出ておりましたけれども、このグローバルGAPについて質問させていただきます。

これも町長の2期目に向けての公約として、2020年の東京五輪に向け、本町の農産物を国際的に安全管理の評価を得ている農産物であると認められる農産物の国際規格（グローバルGAP）の認証を目指すということで、さらにブランド力を発信していきたいというお考えでございますけれども、この認証までの一連の工程、プロセスについて伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内農政課長。

○農政課長（鹿内力三）本町の農産物は、ミニトマトや桜桃などは既にブランド農産物として道内外の市場で高い評価を得ているところですが、今後、これらの農産物を海外に輸出したり、インバウンドが利用されるホテルなどへの出荷を行う場合、国際基準となっているグローバルGAPを取得することが有利とされ、国内大手量販店においても取得を推進しております。2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に国の積極的な推進もあって、全国的にグローバルGAPへの関心が高まっております。一方、取得やライセンス維持には高額な費用が発生することや、国内流通においては取得に伴うインセンティブが少ないため、取得に積極的な生産者が少ないのが現状です。一方、グローバル化が急速に進展している中、流通のボーダーレス化も進んでおり、国内市場においてもグローバルGAPの取組、グローバルGAPの取得が標準化していくことが想定されています。このことから、国や道では取得及び維持に要する経費が安価で、グローバルGAPへの発展性のあるJGAP（日本版GAP）の取得を推進していることから、本町においても、農協、普及センターと連携し、JGAPの普及を視野に、GAPに対する正しい理解と意識の醸成づくりに向けた取組を進めていく考えでおります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今担当課長の方から、グローバルGAPの内容について縷々ご説明がありましたけれども、本町の農産物はいろいろございまして、それでその中で何をメインに認証を目指すのか、そして今段階で、具体的な構想はあるのか、それで認証を受けるにあたって、これは簡単に受けられるものなんですか。それについてちょっとお尋ねします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）グローバルGAPの取組でございますけれども、基本的に取得についてはですね、先ほど農政課長からお答えしたとおりですね、既にブランド化がなされておりますミニトマト、それから桜桃などですね、比較的ロットの多いものの推進を想定しているところでございます。それから、GAPの取得でございますけれども、JGAPにつきましては道内において認証する機関等もございます。それから、推進するアドバイザー等もですね、道内においてたくさん設置されておりますので、そういった

ことからですね比較的情報の収集等を含めてですね、推進がしやすいのではないかとこのように理解しているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）これを取得するのに、期間的には最短でどの程度かかるものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）グローバルGAPにつきましては、いわゆる生産工程だけではなくてですね、圃場の条件ですとか、環境、それから流通などですね、すべての面を網羅している部分がございます。ですから既にそういった体制が整っているものについてはですね、直ちに認定がなされるものと思いますけれども、ただ今後ですね、整備が必要なものについては、相当な時間がかかるというふうに思っております。ただ、本町においてはミニトマトなどについてはですね、既に生産履歴トレーサビリティが普及されておりますので、条件等が整えばですね、そんなに時間がかからずに認定が進むのではないかとこのように考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）このグローバルGAP、これを取得することによってですね、仁木町の農産物がブランド化されて世界に向けて提供される。そうすると町長が進めるワイン産業との相乗効果が非常に期待できるということで、ハードルが高いのかどうかちょっとその辺はわかりませんが、ぜひ取得する方向で積極的に取り組んでほしいと思います。

では次に、本町での起業家に対する支援について質問をさせていただきます。地域の活性化には、若い人の力が不可欠であります。特に若い人が起業することは刺激的で町が点から線へとつながり、生き生きとした町並み形成が期待できるものと考えます。このことが移住促進にもつながると思います。そこで、今後、ワイン産業等で活性化していく過程で、本町で起業しようとする人に対して行政がどう関わって、どこまで支援していくのが課題になってくるかと思えます。その対応について町長のお考えを伺います。また、仁木町定住促進新築住宅取得事業として、新たに町内に住宅を建設する者に対して、建設費を補助する制度が既に創設されておりますが、移住促進をする上で、住宅の確保は不可欠でありまして、空き家の解消も含めた中古住宅へのリフォーム等の支援、これにつきましては、以前にも質問をさせていただきましたが、この件について検討はされているのでしょうか。このことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

町内に事業所を新設や増設する事業者等に対してはですね、仁木町企業立地促進条例に基づいて条例に合致したのに対し、課税の免除や補助金の交付又はその他各種情報提供や協力といった支援を行っているところであります。本条例につきましては平成27年度に策定した「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に基づいてですね、平成28年4月からですね、より多くの方が対象となるよう対象条件を緩和したところであります。この他、本町では平成28年度から仁木町インキュベーションプログラム事業を実施しておりまして、本町の地域課題などに対してですね、明確なビジョンを持った移住者をサポート、ブラッシュアップを行い、創業をサポートしているところであります。また、先ほどの空き家対策についてでありますけれども、現在、平成30年度にですね、定住促進空き家改修補助事業を行うべくですね、前向きに今検討している段階でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）既に定住・起業の部分についても、住宅の補助等につきましても、今進めている段階だということに理解したところでございます。町長は、女性や若者が地域で活躍できる社会の構築を目指したいというお考えでございますので、本当に市街地は店舗も少なく、疲弊している状況であります。ぜひ、生き生きとした街並みを構築するためにも、若者が活躍できる仕組みづくりを期待するものでございます。

では次に、ワイン産業について質問させていただきます。

来年度、余市町まで高速道路が開通され、近い将来、本町に高規格道路が建設されます。そして、旭台地区では大手ワイナリーがオープンし、これが町長が進めるワインツーリズム事業において、高速道路との相乗効果により、本町の起爆剤、目玉になろうかと思えます。そして、次年度以降のワイン観光と既存の農業観光との相乗効果によりまして、さらに交流人口の増加など、大きな期待を寄せるものでございます。事業を推進する上で、平成27年度以降、様々な事業を展開していることは理解しますが、現実的な将来ビジョンがなかなかイメージできないという状況にあると思えます。

そこで、今後の取組について伺いますが、最初に本年11月に開催されましたワインセミナーは非常に盛況でありました。その来場者数と、そのうち町内と町外の来場者数、それぞれ何人来場されたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、来場者数は全部で296名いらっしゃいます。そのうち、町内の方、役場の職員も含まれていますが63名。それと町外の方が233名でございます。町外の方は一般の個人の方もいらっしゃいますけれども、それ以外に農業の関係者、また行政機関の方、商事会社の方ですとか金融機関の方、また、実際にワイナリーをやられている方、そういうような方々もお越しいただいておりました。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今お聞きした中では、全体で296名、町内が63名、町外が233名ということで、非常に町外の方が大勢見えたということで、これは非常に喜ばしいことでPR効果が十分発揮できたのではないかと思います。それで、このセミナーのパネルディスカッションで、本町のワイン産業の発展と振興について意見交換された中で、ブドウの販売に関しては、JAとブドウ生産者との関係、あるいは新規ブドウ生産者や新規ワイナリー事業者など産地としてPRする方向性と、指導から就農まで支援できる内部の体制づくり、来年オープンするワイナリーなど、ワイン産地としてアピールできる観光資源の活用とブランド化などいろいろ意見が出されましたけれども、今後このような出された提案・課題を町長はどう取り組んでいくのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現在、JA新おたるで取りまとめておりますワイン関連ブドウはですね、町外のワイン醸造所向けのものだけでありまして、新規ワイナリー事業者やそれに伴うブドウ生産者との繋がりはほとんどない状態です。町としては新規ワイナリー事業者等に対する支援としてですね、ご存じのとおり圃場整備や醸造タンク等の整備に対して補助する栽培醸造ツーリズム環境整備事業をですね、平成30年度も継続して行う他、後志農業改良普及センターや道立中央農業試験場への相談、道が開催している

ワインアカデミーなどの情報提供をですね、中心に行っていく予定であります。また、今年度事業の中で小樽商科大学によります仁木ワインのブランド化や、北海道大学によりますワインブドウの病害発生リスク調査などを進めているところでありまして、その成果を次年度以降にも活用してまいりたいとそうように考えている次第でございます。そのためには町としても、担当課である農政課、そして企画課がですね、連携を取りながらですね、事業を進めることができる体制づくりもですね、今後検討していかなければならないのかなというふうに認識するところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、いろいろご答弁、ご説明いただきましたけれども、このワイン産業の振興につきましては、これまで私も何度か質問をさせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたが、どうも町長が目指すワイン産業、ワイン観光の将来像がどうも私はイメージできないんです、今段階で。それで例えば、これについては職員の皆さんも、これは町長が進めるワイン観光のイメージは理解されているのでしょうか。それで例えば、町長も視察に行きましたナパバレーのようにしたいと言うのであれば、どのようなイメージで、そしてそのためにはどのような事業展開をしていくのか、そういうものをですね、もうそろそろ基本構想なり、それを構築して、そしてイメージできるパースなんかも必要じゃないかと思うんです。イメージをすることは、当然職員に対してもモチベーションも上がると思いますし、町民の皆さんも果たしてどんなことになるんだろうと、私たちも説明がなかなか難しいんですよ。どうなるの仁木はワインで、という話で、なかなかうまく説明ができないんですよ。だから、そろそろそういう部分でいくと、基本構想なりそういうものを樹立する必要があるのではないかと思うんです。そして、先ほど言いましたように内部体制を整えて、しっかり議論をする、そういう段階に来ているのではないかと思います。町長、その辺どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

佐藤議員がおっしゃるとおりですね、将来的なワインに関するビジョンがなかなか見えづらいという部分でご指摘がございました。この事業自体がですね、数年前に発足して、今これから立ち上げて肉付けして仁木町の大きな観光資源にしようとしている段階でありまして、今すぐになかなか形になって皆さんにお伝えするということは今の段階ではですね、非常に難しいものがあるというふうに私も理解しております。ただ、私が先般、アメリカのナパバレーに視察に行っただけで、視察地を拝見して、非常にワイナリーを通じての観光振興が盛んであるということの印象を受けてですね、ぜひとも仁木町でもこのワイナリーを通じての観光振興を盛り上げていきたいと、そういう強い思いを抱きました。実際にワイナリーが数件町にも誘致され、これから余市・仁木合わせてですね、もう10数軒のワイナリーになりますから、この小さなエリアで大きな観光をPRできるという地域は、全国を見てもなかなかないものであるというふうに思っておりますので、ぜひともですね、今後、余市町とも連携をしながら、そういった観光振興を盛り上げていきたいと感じているところであります。ただこれはですね、行政単独でとか、生産者自らが盛り上げていくということはなかなか困難であるというふうに思っておりますので、何度も、以前にも申し上げましたが、ナパバレーもですね、DMOという組織を1990年に立ち上げて、実際に効果が出はじめたのは20年後なんですよ。そういった長いスパンで、やはり考えていく必要性もあるということでもありますから、あまり急ぎ過ぎず、ただ明確な思いを持ちながらですね、今後、関係機関とともに連携して取り

組んでまいりたい、そのように強く感じるところであります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）町長。そうは言ってもですね、やはり町長もこれで2期目、今年もう1年目も終わりました、来年2年目ですよね。それで、ある程度の足掛かりを作っていくためには、町長がこういうワイン観光なり、ワイン産業をイメージしているということは職員だけでもですね、それはきちんと議論して、自分はこういう町づくりをしていきたいんだということでの、そういう協議は必要じゃないかと思うんですよ。一部町民の皆さんは、白けている町民の皆さんもいるんですよ。なんで町長はそんなにワイン、ワインと騒ぐのだと、ですから、今回セミナーに来られた296名の内、町内の方は職員も含めて63名ということですので、非常に少ないということで、これもやはり関心がないのかなという、現れかと思うんですよ。ですから、前にもちょっとお話ししましたが、来年旭台のワイナリーがオープンします。そうしたときに、やはりオープン当初は、非常に車も混雑すると思います。これで、既存の農家の方との交通の部分でですね、支障が出てはいけないと思うんです。ですからそういう部分も含めてやはりいろんな部分で協議して、町民の皆さんに理解していただくというのが私は必要だと思うんですよ。町長その辺どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員おっしゃるとおりですね、まずは庁舎内での職員との意識共有というのは当然必要だというふうに認識しています。今後もそういった部分では情報公開をしながら、お互いに協議を図りながらですね、前に進めていくべきものだというふうに思っています。

逆にですね、ちょっと逆質問させてもらいますが良いですか。

○議長（横関一雄）認めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）仁木町は、今まで観光農園で観光振興を図ってきましたけれども、逆に1年を通じでの観光というものはおそらくなかったと思います。今回こういったワイン観光というものを立ち上げてやっていきたいというふうに思っているんですけども、逆に今まで何度もこういった詳細については議員にはお話ししていますけれども、そこで議員から町民に対して「こういう観光振興だ」という説明というのはなかったのでしょうか。というのは、私が今まで説明してきたワインに対する思いというものを、当然議会で説明していますから、そこを町民が先ほど白けているというようなお話がありましたけれども、話を聞いた上で、議員の方からこういう思いで町が進めているんだという説明とか、そういった理解というのは促してはいないのでしょうか。ただ話を聞いて、白けているんだ町長どうするんだという話になっているだけだったら、私は果たして役割としてはどうなのかなという疑問を持ってしまうんですけども、その辺どうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それは当然、町民には説明していますよ。いつも日ごろ町長が言っている部分で、ただそれを言ったとしても、まだ現実的に形になっていないものですから、それはまだ平成27年から3年目ですから、これは仕方がないのかもしれないかもしれませんが、ただ物事をやるためには、ある程度の基本構想なりそういうものがあって初めて進めていく部分だと思うんです。ただ、あれをやるこれをやると単発で今まで事業を起こしてきていますよね。物事は、まず構想を立てて、その上できちんとそうしたイメージが持てるような部分でなければ、私も今までいろいろ事業をやってきていますが、やはり構想を立

てて、そして、それに向けて実施に入っていくんですよ。その構想がぼやけていまして、これは職員の皆さんもどういうふうに理解しているのか、きちんと町長の進める事業を皆さんが理解をしているのかどうか、それについて私もお聞きしたいんですが、それで、その辺の意思の疎通、協議をどの様に図っているのか。逆にそれはちょっと質問させてもらいたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

職員とのそういった緻密な協議というのは、全体という部分では行っておりませんが、担当課とは常々そういった部分では話しているというふうに考えております。

先ほどの話に戻りますけれども、基本構想が必要で、これは当然なんですけれども、もともと基本構想があって、ワインツーリズムを誘致しようということで始まったわけではないんですよ。ワイナリーをやりたいという業者が来て、そこから町としてどう連携ができるかというスタートだったものですから、そこは、町で基本構想を作るのに何年もかかってその企業が仁木町に定着しないということも不安要素としてありましたので、同時進行で進めてきた経緯はあるんです。そこで不具合を生じるような部分は当然感じられるかもしれませんが、これは、一緒に成長していくという部分ではですね、なかなかそういった印象を持たれたのかもしれませんが、今後は既存のワイナリーも含めてですね、共に基本構想なりをまとめて、仁木町のビジョンを立ち上げていく。そういう強い思いでありますので、その辺のところはご理解していただきたいなというふうに思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）最後にお話をしようと思ったんですけれども、私もこれは大賛成なんです。この事業は、本町の観光産業等にですね、これは起爆剤になるんじゃないかなという、そういう確信を持っています。ですからぜひ職員と、あるいは町民とですね、コンセンサスを図りながら、今後もこれを進めてほしいと思います。

それでは、次にですね、フルーツパークの関係の管理運営について伺います。

来年度はフルーツパークの指定管理者を新たに公募して指定する時期となります。これも、先日テレビ番組で展望台からのロケーションを非常に魅力的に放送しておりました。実にこのフルーツパークは素晴らしい施設であります。それで、これは改めて観光資源として魅力を感じたところでもありますけれども、町長はこれまでこの施設の管理運営を指定管理者制度を活用して引き続き行い、次の任期の間に再度検討して、今の現状維持ではなく、さらに有効活用できる部分も含めて、道や国ともご支援を賜りながら、今後の方向性を見出していきたいというお考えでございます。

展望台からのロケーションは、本施設の最大の魅力であって観光資源でもあります。そこで、施設全体の魅力を十分に引き出すために公募する際、的確な条件や情報を提供して、自主事業の企画力及び実施等に重点を置きまして審査する必要があると私は考えます。従前どおりの審査であれば、今の状況と何ら変わらない状態になるかと予想されます。これまで何度かテレビやメディアに取り上げられていたのは、取材では、やはり展望台からのロケーションがメインです。それだけ眺望が魅力的である、感動を与えるということで、これを中心に改めて施設全体の魅力を見直す必要があると思います。展望台までは距離もあるし、高低差もあります。行きたい気持ちがあってもですね、歩いて行くには厳しいという人もいます。このために多くの人は敬遠しているのではないかなと思います。もっと手軽に展望台まで行ける

ような工夫が必要ではないかというふうに考えます。昨年6月に展望カフェがオープンし、仁木町のフルーツなどを提供しておりますけれども、その効果がどうだったのか。この辺についても検証する必要があると思いますけれども、本町ならではの接客を考えて、その上で町内はもちろんのこと来園者には管理棟などでPRしてその魅力を十分アピールする必要があると思います。このことについて町長の考えをお訊ねします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今展望カフェの部分、また、上に行っている方の人数が少ないんじゃないかというご質問がありましたので、その部分を私の方から答えさせていただきたいと思います。

展望カフェの方は、平成28年度に実際に指定管理者の方が1番上の展望台のところで、飲み物ですとか簡単な物を出しましてですね、それで皆さんに周りの景色を見て貰いながらということで運営を行ってありました。そのときの利用人数としましては、4891名というふうに指定管理者の方でカウントしていた数字としてはそれだけの数字が残っております。また、展望台の方に行かれる方の多くは、滑り台を利用されている方が多いのかなと思ひまして、滑り台の方の利用者数というのは、どれぐらいいるのかというのも、こちらの方でちょっと確認をしたところ、マットの貸出数、滑り台を滑る時にお尻に敷くマットを貸し出しているんですけれども、そのマットの貸出数でしか多分カウントできないと思ひましたので、それをちょっと指定管理業者などからもらっているデータから引っ張りますと、ちょっと29年度の最新のものになってしまいますが、今年度3865人。要はそれだけの件数がマットを借りているということになっております。多分ご家族で上に上がられて子どもさんが滑り台を滑る、その前にですね、展望台のところから眺めを見たり、または28年度においては、カフェでちょっと休憩してから降りるというような利用方法だったのかなというふうにこちらでは思っているところです。そういったことを踏まえますと、やはり展望台のあたりにですね、佐藤議員おっしゃるような何か皆さんが行けるような工夫、そういうものを町の方でも指定管理者と連携を取りながら考えていかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

○議長（横関一雄）佐藤議員。質問時間が来ておりますので、手短にお願いします。

○1番（佐藤秀教）もう時間も終わりということでございますけれども、いずれにしても、たくさん、まだ八つ、九つばかり質問があったんですが、ちょっと途中になってしまつて、ちょっと全てできないんですが、いずれにしてもこの施設については、いろいろ付加価値を考えてですね、今一度見直してほしいと思います。それで、ぜひ皆さんと知恵を出して、積極的に取り組んでほしいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）次に、『本町農業の将来像について』以上1件について、水田議員の発言を許します。7番・水田議員。

○7番（水田 正）佐藤町長。しばらくです。

就任されてから、もう5年になろうとしていますけれども、仁木の現状は十分把握されたということでございましょう。

私は今回初めて、一般質問させていただきます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、先に通告いたしました。課題についてのご質問をいたしたいと思ひます。

本町農業の将来像についてでございます。

本町の基幹産業である農業は、果樹・野菜・水稻と3本の柱で成り立っております。本町農業の歴史を振り返りますと、昭和50年頃には果樹が主流でありましたが、近年はミニトマトを中心とした野菜が農業販売額の6割強という状況にあります。果樹農業の衰退が著しいことは言うまでもありませんが、果実とやすらぎの里のキャッチフレーズにもあるように、本町農業の礎を築いたのは果樹であり、現状を考えると大変寂しいものがあります。このように、本町の農業を含め、国内の農業情勢は刻々と変化し、こうした変化に速やかに対応するためには、しっかりとした農業経営基盤の確立が不可欠であると考えます。

そこで、本町農業の将来像について伺います。1. 農業後継者の現状と後継者不足に対する改善策について。2. 生産者の高齢化等に伴う労働力不足の解消について。3. 果樹・野菜・水稻における生産性の向上方策について。以上3点について、町長の見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、本町農業の将来像についての質問にお答えいたします。

1点目の農業後継者の現状と後継者不足に対する改善策についてであります。新規農業後継者は、平成19年度から平成28年度までの10年間で30名が就農し、年間平均3名の方を仁木町農業担い手育成に関する条例に基づき認定をしております。一方、総農家数は平成17年と27年の農林業センサスにおいて120戸減少しており、法人経営体が21法人増えたことを差し引いても100戸、平均年10戸減少していることとなっております。後継者不足に対する改善策につきましては、多様な担い手を確保することを基本とし、他産業からの新規就農も含め次代の担い手を積極的に確保するとともに、優れた経営感覚や技術力を持った意欲ある後継者が定着できるよう支援に努めてまいります。新規参入者では、平成19年から28年までで26名おり、年間平均2.6名となっております。その方の多くが国の農業次世代人材投資資金を活用し、町条例に基づく新規就農者の認定を受けております。本年10月には、鶴田農業委員会会長、森新おたる農業協同組合組合長、小坂後志農業改良普及センター北後志支所支所長及び林副町長が発起人となり、仁木町新規就農受入協議会が設立され、新規就農者受入れの受け皿になる組織が出来上がったところです。今後は同協議会が窓口になり、関係機関が一体で新規就農者の受入支援に努めてまいります。

2点目の生産者の高齢化等に伴う労働力不足の解消について申し上げます。本町の農業での労働力不足は、労働集約型のミニトマトや機械化しにくい果樹栽培においては、かねてからの課題であり、それを補う100名を超える外国人農業技能実習生を農繁期に毎年受入れ、また、近隣市町村からのパート作業員を多く受入れ対応しているのが現状であると認識しております。来年度から稼働するJA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設は、最新鋭の共同機械選果機が導入され、集荷選別に係る労働力の軽減にも大いに効果が発揮されるものと期待しているところであります。また、後継者のいない農家については、生産基盤の受け手となる農業生産法人への集約を促していけるような取組についても今後研究してまいります。

3点目の果樹・野菜・水稻における生産性の向上方策について、申し上げます。本町農業の3本の柱は、果樹・野菜・水稻であるとの認識は同感であり、それぞれの生産方法の見直し、工程管理ができるGAPは、導入することで生産性を客観的に把握することができ、有効な手段の一つであると考えております。また、他産地と差別化できる高品質な農作物を栽培することでブランド化が図られ高収益となることや、ミニトマトでは機械選果を導入することで客観的な選別が市場価値を高め、生産性の向上に繋がるものと考えております。水田の区画拡大などの圃場整備、頭首工改修など農業生産基盤の整備も生産性の向上に

つながるものと考えております。本町農業は時代の流れの中でその中心となる作物は移り変わってきましたが、今後においても3本の柱に加え、ワイナリーをもう一つの柱に育てていき、対馬暖流の影響を受け四季を通じて温暖多湿な気候、東西のカルデラ内輪丘陵が自然の防風壁となっている地勢、さらには、余市側の恵みを享受できる環境、これらの好条件を強みとして、将来においても基幹産業として町の経済を牽引していくものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）それでは、再質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、只今ご報告にありましたようにですね、10年間で30名が就農されておられるということで、非常に私これは貴重な人材の確保であるということで、非常に喜んでいるわけでありまして。しかしこの10年間の間にですね、定着されている就農者というのは、実際にどのくらいおられるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内農政課長。

○農政課長（鹿内力三）ほぼすべての方が定着しているかと思うんですけれども、その中でですね、家庭の事情ですとか、何らかの事情で離農せざるを得なくなった方もいらっしゃいます。その方の人数といたしましては3名でございます。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）いろいろこう数年の間にですね、非常に定着されている方が多いということでございます。

この後志管内でも仁木町・余市を含めてですね、この新規就農者というのが非常に多いということで、その辺については町だとか、農業委員会の対応等が適格だったなというふうなことで非常に評価するところであります。ただこれがですね、いろんな話を聞きますと、やはり来ても住む場所がなかなか見つけられないという方がおられるわけですね。この住宅問題だとかを、やはり今課長の方からご説明ありましたように、やむなく離農していかなければならないという方が3名ほどおられたということでございますけれども、これは人数的に私は少ない数字だなというふうにも理解しているわけです。そういったことで今後、住む場所、いわゆる住宅関係について、町はこれから、今回、新規就農受入協議会というものを立ち上げられまして、それで今後どのような支援ができるのかということも大きなこれからの課題だと思いますけれども、具体的にこの組織がですね、どのような形で活動し始めてですね、そうした方々に支援をなされていくのか、その辺の事をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今、議員のご質問の通りですね、本町においては、比較的管内においてもですね、約3分の1の新規就農者が入ってきておりまして非常に定着率も高くですね、ちょっと単純な比較はできませんけれども、他の地域ではですね、非常に半分以上、新規就農されても定着しないで離農されるというような事例もたくさんある中でですね、非常にすぐれた地域だというふうに考えているところでございます。

ただですね、ご指摘のとおり住宅の確保などの問題もございます。そういったことからですね、今般、担い手の協議会を立ち上げまして、まず受入れに伴ってですね、当然就農するのにあたっての技術の習得とか、経営管理能力などを身に付けなければならないということがございますので、そういったものでは

すね、既存の生産組織と連携してですね、技術を実践形式で学んでいただくということと、それから2年間の研修を行うことを一つのイメージとしておりますけれども、その研修中についてはですね、地域創生の交付金を活用いたしまして、町からの支援をさせていただきまして、JAが設置した研修生用の住宅を設置しておりますので、そういったものを活用しながらですね、定着のためのトレーニングをしていただきたいというふうに考えております。またですね、就農後のいわゆる出口の部分でございますけれども、これまでは基本的に新規に自ら経営を始めるというのが基本的な考えでございましたけれども、ただ、今後ですね「居抜き」つまり既存の農家の方の経営を継承してくというものもですね、イメージをしております、そういった中でですね、既存の農家の方の部分を経営継承して、また、施設とか住宅とかもですね、そのものを継承していくというものもですね、その協議会の中で探っていきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）只今の副町長からのご説明で、非常に良いことだなというふうに私は考えております。既存の農家の方々とですね、いろんな連携をとりながらやっていくことによって、非常に安心感とそういった「居抜き」農業の跡をより活用的に有効に活用できるという部分から言いますと、非常にそういったことが農協との連携の中でですね、今後進めていってもらいたいものだというふうに考えております。

それで、新規に来られる方はどういういろいろな資金手当とかそういうものもあると思うんですけれどもね、いろいろな住宅の建設だとかあるいは農機具の購入だとか、いろいろなことが課題として大きいわけですよ。例えば、施設の導入についてもですね、新規就農の場合は8割補助ですよ。そういった面の2割の負担が可能なかどうかということもあると思うんですけれども、そういった資金面の対応は今後どのような形で行っていけるのか、その辺の考え方はどうなのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）只今のご指摘のとおりですね、新規就農に伴いまして、いわゆる初動経費、並びに初期の運転資金については非常に新規就農者にとって非常に悩ましい問題でございまして、そういったことからですね、国の支援制度もございますし、また、融資制度についてもですね、新規就農者の就農資金というものも制度としてあるわけでございます。ただですね、いかんせん借金でございますので、債務の保証とかを含めてですね、非常にご苦労されている部分がございまして。それでですね、私、先ほど申し上げたとおり既存の農家の方を経営継承していくという部分がございまして、そういった中で、他の地域においてもですね、今、新規就農者の確保とそれから離農対策という非常に悩ましい中でですね、いろいろな手法が取られておりまして、それで基本的に今の既に農業を展開されている方と一緒に法人を作っていくとか、また、そういった方が法人になってですね、その中の従業員として雇用して、その中で技術とか経営感覚を磨かれた後にですね、法人の構成員として経営を担っていくとか、いろんな手法がですね、今整っております。ですから、そういったものを活用しながら法人化とかそういった部分をですね、視野に、幅広にですね、新規就農のあり方については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）非常に拡大的なご説明いただきまして、私も法人化というのは、やはり非常に今地域でも求められている課題のひとつだと思います。ところが、なかなかそれに参入していけないと、いわゆ

る複雑さの問題もあるわけですね。そういった中身の理解が非常に弱い部分も現実にはあるわけですね。そういったことが、今後こういった組織の中でいろいろご指導願えば、非常に安心して法人化に向けて対応ができるのではないかなとこのように思いまして、その辺について今後よろしくご指導願いたいとこのように思います。

それではですね、2番目でございますけれども、労働力不足についてお伺いします。

これは労働力不足というのは非常に農業だけではなくて、現在はいろんな企業の中でも非常に深刻な問題になっておりますけれども、特に農業はですね、やはり労働力不足というのは、高齢化を伴う中でですね、非常に深刻化されておられるというのが現状でございます。今ここにも説明があるように100人前後のですね、外国からの実習生を迎えてそれを補っているというのが現状だというふうな自覚はしておりますけれども、今後はこの解消についてですね、やはり根本的に私はどうなっていくのだろうか、今現在の農業についてはですね、やはり労働賃金は年々上がってきている。あるいは生産経費というのは、確実に上昇しているのが現状であります。そういった中でですね、農産物そのものがどう価格に反映していくかということは未知でございます。そういった中でですね、いかに安定したこの労働力を確保するかというのが不可欠であるというふうに考えるわけであります。

そういった中でですね、最近ですね、非常に課題・話題になっているのがですね、ミニトマトだとかあるいは苺の収穫ロボット等の開発が非常に進んでおられるということで、九州の工業大学では企業と連携しまして、2018年に試作品が農場で実験されるということでですね、実用化に向けて2019年から事業化としてですね、販売に向かってやっていけるだろうという、そういうことが情報としてわかりました。その中でですね、私は、今、町が長年にわたってハウスの補助事業をずっとやってきておりまして、非常にそれはありがたい補助事業の一つでございますが、その中で、やはり現在仁木町もですね、40年近いハウスが結構あるわけですね。それがやがて建替えの時期に来ているということはもう事実でございます。そういった観点から、10年、20年先を見越してですね、やはり農業の安定化を図るのを第一としたときに、これからはロボット産業を本町にも取り入れられるような施設の構築をですね、私は検討していくべきではないかと、このように考えるわけです。今現在のロボットの一体当たりの価格は約500万円ぐらいということで公表されております。そういったことがですね、どんどん普及されますと、やはり生産者にとっては、安定して収穫ができるというそういう大きなメリットがあるわけですね。これを1年、3年でどうこうということではないにしてもですね、将来的に向けてですね、そういった考え方を本町に取り入れてはどうかということを提案したいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおりですね、農業現場における人材不足は非常に深刻な状況でございます。そういったことからですね、このICTとか、それから、AIですね、人工知能を活用した先端技術の活用というのが非常に注目されておりまして、今進められているところでございます。それで只今、お話がありました収穫ロボットでありますけれども、ちょうど私もテレビで拝見させていただきましたけれど11月29日から12月の2日までですね、4日間、東京ビックサイトで行われました、2017国際ロボット展において、パナソニックが九州工業大学と連携して開発されたということで紹介されておりまして、これは特にセンサー、高精度のセンサーで色を判別できるという点と、それからAIの技術を活用してですね、学習能力を持って、これは人間と比べて98%までですね、収穫をできるという非常に優れているというこ

とで評価をされていたところでございます。それで、まもなく商品化をされるということですが、ただ、これはあくまでも植物工場と言いますか、プラント内での導入が基本となっております、仁木のような現状のハウスの状況の中で起動するということは、かなり制約があるというふうに伺っております。実はですね、3年ほど前にですね、ちょうど嶋田議員のところですね、京都の産業ロボットを作っているベンチャー企業の方が道立の農業試験場の方を介してですね、ちょっと仁木のトマトの実態を勉強したいということでしたことがありました。それで、そのときに話を伺ったところ、将来的に人材不足が明確になる中でですね、産業ロボットの開発を進めているんだという話をですね、伺ったことがあります。そういった中で、今後、恐らく、先ほど話したパナソニックのものについては、まだ中玉が対応だということなので、仁木の実際にはなかなかまだなじまないものでございますけれども、ただ小玉のものとか、ある程度他の作物に汎用性のあるもの、そういったものですね、今開発が進められているというふうに伺っておりますので、そういったものの情報はとりあえず町といたしましても、なるべく早く情報を集めてですね、皆さまと共に情報を共有化しながらですね、今後、町としてですね、そういったものの活用等についてのあり方についてもですね、検討してまいりたいというふうに考えております。どちらにいたしましても、労働力不足が深刻になる中で、先ほど話しましたICTについても管内を含めて北海道に広く普及しておりますし、また、いろんな新たな技術、そういったものを活用しながらやっていかなければですね、なかなか人材確保の方は進まないのではないかなと思っておりますので、積極的にですね、情報収集等を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）まだまだ先の話だとは思いますが、将来的に向けて本町は大規模な選果貯蔵施設もですね、来年度から稼働するという中でですね、やはりその将来の展望としてですね、そういったその機械化をですね、導入するという考え方がですね、私は不可欠ではないかということで、今後、先ほど副町長からも言われましたようにですね、法人化を多く目指していく中で、やはりそういう大規模的な機械化を導入できるような、栽培形態をつくり上げていくというのは、今後本当にこれからですね、本町の農業政策に欠かせない一つ、大きな課題の一つであるということだと思いますので、これは今後、情報の収集等、速やかにやりますね、農業団体にいち早くそういう協議をしながらですね、今後仁木町の将来の農業のあり方、いわゆるミニトマトの栽培のあり方の研究をぜひお願いしたいなとこのように思います。

それからですね、3番目でございます。

まず、3点目のですね、生産性の向上について伺いしたいと思います。

まず果樹でございますけれども、果樹についてはですね、非常に面積等が全体的にかなり減ってこれていると思います。私は将来この仁木町の果樹は一体どうなるんだろうという、そういう心配を非常にしております。昭和50年前後はですねリンゴが中心で、リンゴが華やかな時代もありました。その後、ブドウに移り変わり、そしてやがては桜桃に変わっていくと、そしてプルーンに移行していくと、その陰ではですね、非常にリンゴが伐採されて面積が少なくなっていった、あるいはその後、ブドウがですね、やはり衰退していく。そして、最近はサクランボがですね、非常に面積が減っていつている、そういう現状の中で本来の仁木町の果樹というイメージがですね、非常に後退していつている現状であります。これも一つの流れの中ではですね、やむなしということも言えるかもしれませんが、私の記憶の中では

すね、仁木の農地、いわゆる耕作地がですね、一番多いときで約2000㍊ぐらいあったのではないかなとこのように思うわけですよ。そして、それから現在、その耕作地というのは、いったいどのぐらいあるのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄） 渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋） 農林水産省で公表されています平成28年の耕地面積ですが、現在1470㍊となっております。平成元年ですと1950㍊ですので、そこから考えますと480㍊ほど減ってきております。

○議長（横関一雄） 水田議員。

○7番（水田 正） 非常にこれを聞いて驚いたんですけれども、もう1470㍊ということで、480㍊も狭い耕作地の中で、これほど減少しておられると。これだけ私は町全体での生産高が非常に衰退しているということは、これは言うまでもないと思うんですけれども。これからですね、こういう問題をやはりどう解決していけるのか、どう食い止めていけるのかということも本町の産業をですね、衰退させない大きな要因の一つではないかなと、このように考えますけれども、今後、この耕作面積、いわゆるどこの部分が一番減っておられるかそれはともかくとして、やはり本町だとか、あるいは水田地帯だとかですね、荒廃地が結構見えるわけですよ。こういった面積が、今後ですね、やはりどんどんまた衰退していく可能性というのはあるのかどうか、その辺はですね、農業委員会としてはですね、どういうふうな観点で押さえておられるのか。その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄） 渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋） 仁木町農業委員会では、毎年遊休農地の調査をしています。仁木町農業委員会の平成28年の遊休農地の調査では、6.84㍊ございました。これは、1年以上耕作をしていなく、かつ、これからも耕作が見込まれない土地で管理をしていない農地ということでございます。今年度につきましては、その農地はすべて解消しております。29年度においても、夏に調査した結果、6.99㍊ございました。現在、対象者に通知を行っているところでございます。この農地につきましても来年につきましては何とか解消していただきたいと考えております。先ほどの数字ですが、平成元年の1950㍊から、およそ28年で480㍊、平均しますと年間17㍊ぐらいずつ減少してきている状況です。今後におきましても、まだ実際に使える農地と、それから山林化していく状況の農地が出てくると考えられます。これからにつきましても、仁木町農業委員会は毎年の調査でそれを調べまして、できる限り農地が農地でなくなることを防ぐようにしていく方向で考えております。

○議長（横関一雄） 水田議員。

○7番（水田 正） 非常に深刻な減りようだなと、このように思うわけなんですけれども、町長、仁木町の果樹産業について、町として今後どのようにしていったらいいのかというのは、そういう構想的なものは非常に私が期待しているのは、今、ワイナリーの関係で、ワインの専用種がどの程度、定着してですね、仁木町の面積的に増えていくのかという、それが非常に私は大きな期待もしている1人でございますけれども、既存のリンゴだとか、桜桃だとか、あるいは今の一般的なブドウだとか、プルーンだとかといったものが、ブランド化をしていくということであれば、非常にある程度の面積が必要であらうと、先ほどの佐藤議員の質問の中にも出ておりましたけれども、ミニトマトとか桜桃という話が出ておりましたけれども、やはり今現在、桜桃のブランド化をするためには、ある程度の面積が必要だとそういったことを考えると、これをどういう方向に食い止めていけるのか。その施策というものは、やはりそれぞれ当然、町が一所

懸命に努力してもですね、なかなか受け入れられないという部分は当然出てくるんだろうと思いますけれども、町の姿としてね、やはり果実とやすらぎの里という町の姿としたら、リングがサ克蘭ボに代わってきたという流れてあっても私は良いと思うんですけれども、何とかブランド化にこぎつける桜桃の面積を食いとめるような施策というものは何か町として考えておられるのかどうか、そのような考え方があればですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおりですね、果樹の栽培面積が非常に減少しているのは事実でございますけれども、ただ非常に、全道・全国的にですね、面積が減る中で、仁木の減少の仕方というのは、まだ比較的鈍いものでございます。ですからそれだけに可能性もあるというふうに考えております。

それで、果樹の振興については、二つの点から考えている点がございまして、一つはですね、特にサ克蘭ボを含めまして、これまで果樹については個人的な販売がメインでございました。その一方ですね、ミニトマトについては組織として、定量、安定出荷ということでロットを抱える販売ということになっております。そういったことから、現在農協等でもですね、同じようにある程度のロットを集めてですね、有利販売につなげていこうということを今取り組まれていますので、そういったことでですね、生産については活路が開けるのではないかとということで期待を持っているところでございます。

あともう1点ですけれども、生産性の問題でございます。果樹の面積が減ることによってですね、特にサ克蘭ボについてはですね、面積がモザイク状になっていくとですね、非常に例えばミツバチが偏在化をしたり非常に栽培の環境が悪くなる部分がございます。そういったことから調整を図るための支援を行ってきておりますし、また、高齢化が進む中でですね、交配等の作業もなかなか受粉等の作業ができなくなっています。その中でマメコバチの利用が図られているところなんですけれども、マメコバチの不足等もありましたので、そういったものの確保対策ということでこれに取り組んできておりまして、それについては一定の効果が出てきております。それで、近年3年連続してある程度の結実量が確保されてですね、非常に物も良いものが取れてきていると思っております。ですから、生産的に安定生産とですね、それから有利販売をですね、うまく組織的につなげていくことによってですね、仁木のサ克蘭ボの活路は開けていくだろうというふうに期待しておりますので、そういった方向で強力に進めてきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、野菜について一つご質問したいと思います。

野菜は今、言うまでもなくですね、ミニトマトが中心で、非常に今年度は先ほどの町長のですね、行政報告の中でもありましたように、トマト組合としては過去最高の売上を達成されたという、非常に喜ばしい現状だったということです。これは、私はやはり今現在、かなりの選果貯蔵施設ができたということもですね、これはひとえにですね、長年畑中名誉会長がですね、しっかりとした礎を築いてきた賜物で今回の選果場の導入にこぎつけられた、これは大きな功績であります。私は、仁木町にとってはですね、やはり歴史に残るような大事業だったなとこのように私は敬意を表しておるところであります。そういった中でですね、やはりトマトも30年、40年きますと、同じ場所で同じ栽培をするということになればですね、非常に病害虫だとかあるいは地力の減退だとか、そういったことが懸念されるわけであります。年々やは

り生産量というのは、少しずつではありますが、かなり落ちてきているだろうということが懸念されるわけです。しかも今回ですね、選果場ができるということで、もう既に29年度にある農家はですね、栽培面積の増大を図っているという農家も現実問題としてあるわけです。そういった中で、私はやはり良いものを生産するのはやはり地力の増進しかないと思っています。これをいかに地力を維持をするかというのは、やはり今町でいろいろ行っております、堆肥の導入に対する補助金の対応です。年間400万円ぐらいですか、そのぐらいの補助金を上限として堆肥に出しておりますけれども、これからはですね、私はやはりトマトの売り上げが16億円あるいはアイコを含めたら20億円を超えるわけですね。他の人のトマト、今農協に出していない、そこに数字が上がってこないものも入れるとですね、やはり30億円近いトマトが本町では売り上げがあるんでないかという、そういう状況の中でですね、もっと私はですね、この堆肥の補助金をですね、出してもらいたいと思うわけです。そのことがですね、必ず町に還元される良い結果に私はつながると思うんですね。そういった面でですね、例えば大江地区、銀山地区あたりはですね、ほとんど水田に設置をしております。野菜の施設はですね、仁木もそういうところが多いわけですがけれども、現在はいろんなところで山を切り崩してやったりですね、いろいろ客土しながら土地改良をしてやっているところもあるんですけれども、そういった観点でですね、やはりこの堆肥についてはですね、ぜひとも補助金の増額を願いたいものだというふうに思っておりますけれども、町長その辺については、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。時間ありませんので、簡潔にお願いします。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

総体的に水田議員のお話をお聞きしまして、今堆肥の部分で町の支援がさらにあるとありがたいという話がございました。私はですね、基本的に堆肥の補助、地力増進に関連する補助、又はハウスそのものに対する補助、これはやはり生産者自らの自己努力によるものであるというふうに、そもそも私は考えています。これが1年、1年、毎年それが必要であるというのであれば、生産者にとっても大きなものになりますけれども、将来的に長いビジョンを持って見たときに、土をそろそろ入れ替えなければいけないというような、やはり計画を持ってですね、得た収益でそういった投資をしていく、整備をしていくという努力というのはこれから求められている生産者の形だというふうに思っています。ただ、今までは状況が状況でしたので、何とか力を付させるために、ハウスの補助や地力増進体制の支援という部分では町として支援してまいりましたけれども、やはりこれからはですね、生産者そのものがですね、やはりそういった自己努力によって、前向きに取り組んでいく、そういった姿勢が必要であるというふうに私は認識しておりますので、その辺のところをご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）時間もないようですので、簡単に申し上げたいと思います。

残念なことにですね、野菜作りの町村というのは堆肥場というのをほとんど持っているわけですよ。そして、町あるいは農協等がいろいろな観点から関与しながらですね、そういう面で産業を支えていっているというのが現状だと思います。そういった中でも、今町長が言われることも私は当然だと思っています。ただ、なかなか維持できないという部分もあると思うんですよ。そういった面で今本町には堆肥の施設も、過去には堆肥を作るという計画は町としてあったわけですがけれども、それもどういうことかわかりませんが実現されなかったということで、非常にその辺は私ね、町としてやはりどうなのかということが

問われると思うんですね。その辺についてもうちょっとご理解を願いたいとこのように思うんですけれどその辺についていかがでしょうか。

○議長（横関一雄）答弁で終わりです。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に簡潔にお答えします。

町としての姿勢という部分では、生産者が前向きに望むもの、生産性の上がるものに対しては当然支援していかなければならないというふうに思いますけれども、それによって生産者の力を弱めていくようなものであるならば、町としての支援というのは果たしていかがなものかということも、私は正直考えております。ですから今の段階では、野菜、水稻、果樹、町の大きな財産であるこの資源をですね、盛り上げるためには、町としてのそのような一時的な補助、支援というのは必要であるかなというふうに認識しておりますので、これまでと同じようにですね、支援というものは継続してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）よくわかりました。今後も、よろしくお願いいたしますと思います。

時間も来たようですので、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 0時19分

再 開 午後 1時20分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『本町の米政策について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました本町の米政策について質問いたします。

本町の稲作農業は余市川の清流に恵まれ、質の高い米が生産されております。作付面積も蘭越町、共和町に次ぐ後志管内で3番目の稲作地域となっております。町内においても、野菜、果樹に次ぐ主力生産物であり、今後も大いに期待が持てる稲作農業ですが、本年11月30日に農林水産省が公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、平成30年度生産米から行政による都道府県別の生産数量目標等の配分を行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体等が中心となって、需要に応じた円滑な生産に取り組むとの基本方針が示されました。これは、米の生産量を調整する、いわゆる「減反政策」の廃止を意味するもので、今後は、国の示す需給見通しを踏まえて各産地が生産量の目安を作成し、農業団体や米卸売業者などが主体となって設立する全国組織が、需要の調整を行う方向で検討していると報道されているところであります。これまでの米政策は、国主導の減反政策により、生産過剰が発生することなく安定した米の価格を維持してきましたが、この度の指針における減反政策の廃止によって、国による生産量の調整が行われなくなるため、生産者は、生産過剰による米価の暴落などを懸念しており、本町の稲作農業を保持するためには、その懸念や不安を解消する必要があると考えます。そこで、次の点についてお聞きします。1. 国の米政策見直しによる具体的な支援策について。2. 本町の稲作農業における今後の方向性について。以上2点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、本町米政策についての質問にお答えします。

1点目の、国の米政策見直しによる具体的な支援策についてであります。国は平成30年産米から産地の判断で需要に応じた生産が行われるよう、米政策の見直しを行うこととしているところであり、見直し後においても、価格の安定や販売拡大などにより、本町における水田農業の持続的発展を図ることが重要であります。このため、町では、新おたる農協管内地域農業再生協議会において、新おたる農業協同組合や構成市町村と連携し、現行の生産数量目標に代え、北海道が設定する「生産の目安」などを参考とし、需要に応じた「売れる米づくり」の推進に向け、取組を強化するとともに、後志農業改良普及センターや余市川土地改良区などとも連携し、多様なニーズに対応した米生産の推進を基本に、省力技術の導入による農作業の省力化、水田の大区画化などによる生産コストの低減、仁木町産米の一層のPRなどに積極的に取り組んでまいります。

2点目の、本町の稲作農業における今後の方向性について申し上げます。本町には全耕地面積の46%を占める605㍓の水田があり、そこに、本年度は町内全農業経営体の24%にあたる77名の農家の皆さんが472㍓（全農作物の36%）の水稲を作付しており、「銀山米」、「大江米」等のブランドで道内はもとより全国に出荷されており、良食味米の産地として評価されております。このように本町における稲作は、ミニトマト、サクランボと並び大変重要な作物であり、将来にわたって産地として維持していかなければならないとの考えは、これまでも申し上げておりでございします。また、水田は米生産の場としての役割を果たすだけでなく、洪水や土砂崩れの防止、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成等、水田の有する多面的な機能の観点からも極めて重要な役割を果たしております。しかし、一方では担い手の高齢化や後継者不足等、生産基盤の脆弱化が見られており、水田農業の構造改革が必要なものと認識しております。このことから、今後の稲作農業は意欲的な農業者に対し、農業委員などの活動を通して農用地が利用集積されるよう取り組み、また、農作業受委託の促進と合わせ、農業経営の規模拡大が必要と考えております。

また、主食用米は、より需要のある品種への作付誘導や、こだわり米・クリーン米の生産方式の確立など、新おたる農協管内地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに示す取組が必要と考えております。以上でございします。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今、町長より説明をいただきました。

1点目より、再質問をいたします。

売れる米づくり、省力生産技術の導入、水田の大区画土地改良など、連携した取組とあります。現在、実施されています農地拡幅事業、頭首工延命工事、幹線修復工事（支線）による支援等も十分されている中、農業生産者にとっては、農業用水の幹線、支線状況を見る限り、公共インフラ整備を実施するとともに、米政策に対する支援策につながるものと考えますが、道営圃場整備事業においても、耐用年数を大きく経過し、再度の補修が余儀なくされております。また、余市川水路として、仁木町に関連する幹線の全長、土水路の全長、道営圃場整備事業を利用している施設の全長はどれくらいなのか。現状の中には、いまだに土水路の状況もありますが、中長期適正化事業としての整備、補修事業に対する町の支援策についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内農政課長。

○農政課長（鹿内力三）ご質問の施設の全長について、私の方からご説明させていただきます。

余市川農業用水路は余市川土地改良区が管理しておりますが、仁木町に関連する水路は上流から尾根内用水路、長沢用水路、銀山用水路、大江親和用水路、大江用水路、仁木用水路の6本で、これらの全長は、35.13kmでございます。また、そのうち土水路の全長は、4.95kmで幹線水路全体の約15%を占めております。30年の耐用年数を経過した道営圃場整備事業で整備した幹線水路は、親和・大江の2本でございます。全長合計は8.56kmで、幹線水路全体の約24%を占めております。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からは、整備補修計画に対する町としての支援についての考えについてお話をさせていただきます。

整備補修計画への町としての支援についてでございますが、余市川土地改良区に対しては、平成29年度を含む今後10年間で、頭首工事業で2億3100万円、本定例会の補正予算で上程しておりますけれども、小規模土地改良事業で496万円など総額3億1466万円。うち一般財源で4003万円の支援を見積もっているところでございます。余市川土地改良区では、平成30年度から土地改良施設維持管理適正化事業を活用いたしまして、幹線等を整備される計画を立てられているところでございまして、町に対しての支援についての要請がなされているところでございます。この事業につきましては、本町の稲作を持続的に発展させていく上で、必要不可欠な用水施設の補修であるということを認識しております。前段申し上げたとおり、頭首工事業などへの支援に加え、適正化事業に対しましても支援が必要なものと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）仁木町の農産物を育てる水路として、全長で35kmのうち、まだ整備されていない土水路が5kmもあり、耐用年数も経過されているところが約8.5kmということであり、副町長の説明では、国等支援制度を活用した適正化事業について、支援を行っているとのことですが、今後も、非常に長期にわたり幹線、支線整備補修が続くことと思います。町の支援としても、公共インフラ整備であり、農水省においても水田対策、また土地改良においても、重要であると報道されております。今後においてもこれまでに以上に最大の支援が必要と考えますが、町の支援策として比率として、どのぐらい、今後考えられていくのか。副町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）適正化事業につきましては、これまで平成8年度から平成26年度まで、平成10年度・13年度・16年度を除く各年度において実施されておりました、この間、町からの支援を行っているところでございます。30年度から実施する適正化事業への支援につきましても、本町の稲作を持続的に発展させていく上で必要不可欠な用水施設の補修であるという認識の下、持続的安定的な支援が可能となるよう過去に実施した適正化事業への支援も参考に、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）以前にされている適正化事業という支援に準じた形というお考えですけれども、ぜひとも、これだけ水稻農業において、また、幹線という水路これは米だけではなく、野菜においても非常に

重大な、農産物にとっては非常に欠かすことのできない基盤だと思います。その辺において、ぜひとも今後のいろいろな支援策において、これから、20年、30年というものを維持していかなければならないという点について、やはりインフラという形の中で、ぜひとも取り組んでいていただきたいなと思います。その辺において、再度ちょっと副町長どう考えられるか、ぜひとも、長期にわたるということで、少しでも支援策を維持していただきたいという感じなんですけれども、どう考えられますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおり、非常に農業生産上必要な、重要な施設であるということ、それから前段、町長から申し上げたとおりですね、水田の多面的機能を維持する上でも必要な施設、基盤であるということで認識しております。そういったことからですね、繰り返しになりますけれども、持続的な、なおかつ安定的なですね、支援が図れるように、鋭意検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の稲作農業における今後の方向性ですが、売れる米作り、生産コスト低減、農作業の省力化が重要な課題となっております。今後の各地の生産量の目安を農業団体や米卸業者が主体となり全国組織が需用の調整を行うとの検討をしているとのことですが、配分や作付の調整などは現状としてはまだ見えておりません。目安に沿って生産、判断はあくまでも農家判断とされていますが、どこが判断し、総括されていくのか。全国組織や、JAに責任が押しつけられるという懸念も出ている状況です。作付配分調整、飼料米、加工米、地域振興作物、産地交付金などの対策も見えていない状況で、町としての確な指導体制が必要と考えますが、副町長の考えをお伺ひいたします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご質問の通りですね、米は国による生産目標数量の配分がなくなり、産地自らの判断により生産する仕組みになります。北海道におきましても、北海道農業再生協議会が、全道及び地域再生協議会ごとのですね、生産の目安を提示いたしまして、米価の安定による、農業所得の確保や北海道米の安定供給のために、全道の地域再生協議会、農業団体、集荷団体が連携してですね、オール北海道としてこの生産の目安を守り、受給に応じた米づくりを推進していくことを運動として取り組んでいくところでございます。需要に応じた米作りを推進していくにはですね、行政が主導となるのではなくですね、今後も、新おたる農業協同組合、管内再生協議会が担っていくことが適切なものと考えております。新たな政策のもと構成する市町村と農協が連携をより深めて、生産の目安の実効性が確保されるように売れる米づくりの推進に向けたですね、取組を強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）副町長の答弁をいただきましたけれども、なかなかこの農家判断により、生産量の目安数量を取っていかねばならない、生産者自体が考えていかねばならないというのが実態だと思います。しかし、農家個々が行うということに対しては非常に難しい点もあるのかなと思います。それを最終的に取りまとめていくのが、農業団体、JAだと思います。しかし、なかなかこの農協自体も全道の中で取りまとめていくということに対して、非常に懸念されているという状況も報道されておりましたけれども、ぜひともこの管内で、共通にした形の中で、地域の農業再生協議会がきちんと取り組んで行けるも

のとして、町としても力添えが必要ではないかなという感じもしておりますが、その辺に対して、副町長どう考えられますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）確かにこのように政策の大きな転換期の中で生産者の皆さんは非常に不安というか、混乱を招かれているのではないかとということが考えられるところでございます。そういったことからですね、地域再生協議会、こちらは農協と関係する市町村で構成されておりますけれども、そういったところが、密接にですね、連携を深めてですね、いろんな施策をきちんとお伝えしたり、また、地域の中で自主的に取り決めを進めている部分についてもですね、きちんと取組が進むように、そういった部分をですね、より連携をして深めて、そして適切な対応を図れるように進めていきたいというふうに考えておりますので、そういったことで考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）現在の段階では、この地域再生協議会水田部会としても、取り組んでいる状況のことと思います。昨日の農業新聞等にもいろいろ書かれておりますけれども、道産米による主食、飼料、加工米の調整不足により、現状としては12%から15%米の価格が上昇となっている。生産者としては非常に喜ばしいことかもしれませんが、高騰とともに、いろんなものが一緒に上がっているという現状だと思えます。来年度、北海道においても、5000トンの増産目標も報道されているところですが、このような状況を踏まえて、非常に暴落、生産調整や配分がうまくいくのかどうかということが非常に難しく考えられる点もありますが、あらゆる情報を収集した中で、ぜひとも生産者の不安を解消できるように努めていただきたいと思います。その辺について、町長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでの答弁のとおりですね、米政策の転換により国による生産目標数量の配分がなくなって、産地自らの判断により生産する仕組みになります。平成16年度の水田農業構造改革大綱により、従前の強制力のある米の生産調整は廃止されてしまいましたが、平成30年度からすべての規制がなくなり、自由に米が作れる仕組みになるわけであります。しかし一方で、その過剰作付に伴う価格下落も懸念されておりまして、需用に応じた生産、いわば売れる米作りをですね、地域で取り組むことが重要なものというふうに考えております。国はこの生産調整から手を引く一方で、飼料用米などへ助成する交付金を恒久的に措置していくことになります。また、米価が下落した場合はですね、収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策というものもありますし、収入保険制度などの対策も講じられており、これらのセーフティーネット対策を活用してですね、リスクを回避することは重要なものというふうに考えております。新おたる農協管内再生協議会を構成する行政と農協がですね、今後連携し、安心して米作りを行えるよう制度の周知や迅速な情報提供にですね、取り組んでまいりたい、そのように考えているところであります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今、町長から説明をいただきました。

生産者にとって非常に今現在不安がいっぱいという状況だと思えます。その辺においてはやはり、町としてもいろんな形の中で、指導しながら支援するという方向性をぜひともお願いをしたいと思えます。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて、『いじめの実態と対策について』以上1件について、林議員の発言を許します。

6 番・林議員。

○6 番（林 正一）それでは、先に通告してありました質問事項、いじめの実態と対策について。

いじめの問題は、今や日常茶飯事となっており、新聞やテレビ、ラジオなどの各種メディアでいじめによる自殺や不登校などの報道が度々されております。いじめる側・いじめられる側どちらも、日本の将来を担う子どもたちであるため、放置しておくことはできない問題と受け止めております。子どもは世界の宝であり、立派な人間に育てる義務があると思います。親や教師は子どもの鏡となって、身をもって模範を示すべきであり、そのためには、保護者、学校及び地方行政が一体となって連携していくことが重要と考えます。そこで、以下の点についてお聞きします。1点目、町内小中学校におけるいじめの実態について。2点目、学童保育におけるいじめの実態について。3点目、いじめ問題の対策及びその効果について。以上3点について、再質問を留保して、町長並びに教育長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、いじめの実態と対策についての質問にお答えいたします。

1点目の町内小中学校におけるいじめの実態についてであります。本町におけるいじめの実態につきましては、毎月開催の校長会及び教頭会において確認しているほか、年2回（6月・11月）、児童生徒に対してアンケート調査を実施し、その実態把握に努めているところであります。本年11月に実施したアンケート調査におきまして、嫌な思いをしたことがある生徒が4名（児童はなし）、そのうち、今でも嫌な思いをしている生徒が2名いることが判明いたしました。なお、初期段階のいじめを把握するため、今回のアンケート調査から、質問の表現方法を「いじめられたことがあるか」から「嫌な思いをしたことがあるか」へ変更しております。学校が行った本人（4名）への聞き取りにより、重大又は深刻ないじめではないことが確認されましたが、「いじめはいつでもどこでも起こりうる」という認識のもと、規範意識や思いやりを養う教育の充実、強化を図るとともに、未然防止と早期発見、早期対応の重要性について各学校へ指示しているところであります。

2点目の学童保育におけるいじめの実態について申し上げます。本町では仁木地区と銀山地区の2か所で放課後児童クラブ（学童保育）を実施しておりますが、これまで両地区の放課後児童クラブから、いじめについての報告や相談を受けたことはありません。今後におきましても、昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対し、遊びを主とする生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、両クラブの支援員と連携して取り組んでまいります。

次に、3点目のいじめ問題への対策及びその効果につきましては、いじめ問題への対策として、町と教育委員会、学校、保護者、地域社会及び関係機関等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための基本となる事項を定めた「仁木町子どものいじめ防止条例（平成27年仁木町条例第6号）」の制定をはじめ、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校内組織の構築を図っている他、北海道教育委員会による「スクールカウンセラー活用事業」を取り入れ、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、各小学校と連携しながら、月2回程度、いじめや不登校、友人関係の悩みを抱える児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言をいただく環境を整備してまいりました。これにより、いじめ事案の長期化、複雑化又は深刻化を防ぐための効果が期待できるものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）林議員。

○6 番（林 正一）まず一つ目、アンケート調査の内容ですね、それともう一つ不登校はないようすけ

れども、この二、三年の間にあったかどうかということをですね、それをちょっとまずお聞きします。

○議長（横関一雄）泉谷教育次長。

○教育次長（泉谷 享）いじめ調査の内容について、ご説明いたします。

本年11月に行われました、第2回目の調査内容についてご説明いたします。まず、設問の1番目といたしまして、今年4月から調査日までの間で嫌な思いをしたことがあるか、ある・ないをそれぞれ聞いております。次に、嫌なことの種類といたしまして、内容が、仲間外れ・無視あるいは叩く・蹴る・物を隠す・いたずら・それから悪口、そしてメールSNS・その他ということで該当する部分を記載していただく設問となっております。次に、今でも嫌な思いをしているか、これにつきまして、ある・ないを答えていただきます。次に、嫌な思いをしたときの相談相手、これにつきましては、先生・友達・両親・兄弟・電話相談・なし・その他の中で該当した部分を書いていただきます。その次に、嫌な思いをしているのを見たり聞いたりしたことかあるかという部分で、ある・ないをそれぞれ答えていただきます。相談電話の存在について、知っている・または知らないどちらかを書いていただきます。最後に、いじめは許されないことだと思うかという設問がありまして、思う・思わない・わからない。このような部分で回答をいただくアンケート調査内容となっております。また、過去の不登校の実態があるかという部分につきましては、過去に1件、不登校の部分がございます。以上です。

○議長（横関一雄）林議員。

○6番（林 正一）そのいじめられているとか、いじめているかというのは、なかなか私も子どもの頃にそういうことがありましたから、それはずっと多分続いていると思うんですね。ですからどこでそれがいじめられているか、いじめられていないのかというのは人それぞれによって違いますし、ですから現場に行ってみないとわからない。先生がずっといるわけではない。先生は休み時間は、当然職員室に行っているだろうし、ですからそういう時にそういうことが起きるんですね。私の経験から言うとそうだと思うんですね。ですから、そういうところを教育長なり町長とかが行って、外から見えないとわからないですから。中では、いじめをしていますが、何て言うんですかね、先生が職員室に行った時とかにそういうのが起きますので、ですから実際に行ってみて下さい。そうでないと先生も見ていると思うんですが、休み時間職員室だけにいることなく、いるとは思いますが、まずそれが大事ではないかと思うんです。それが重なってくると、そうやって大人になって、また、今度は何というか、変になる。大人になって、子どもができたまたそうなるんです。みんな、いじめたりいじめられたりしているとは思いますが、ただ、その度合ですから、それはそこで許されるか許されないかというのをきちんと見て指導をしていかないと、放っておくとだんだん深くなって不登校になったり、それから自殺したりとなるんですよ。このアンケート調査も私も調べたら、新聞にも載っていましたが、このアンケートを自殺した後で以前に取ったアンケートを隠したとか、破棄したとか、何かそういう問題が起きていましたよね。そういうことがあるし、それからアンケートを何回取っても子どもたちが書くときに、おまえが書いたのではないとか、そうやって言われるとか、そういうことがありますから。ですから、早い時期にそういうことを、キャッチして、そしてそういう子どもにそれは駄目だということをですね、伝えなければいけないのではないかと思います。ただアンケートを取れば良いというのではなくて、今も言っていましたけれど、いろんなカウンセラーがいたりするのは良いんですけども、まず、早期発見ですよ。とにかくずっと前から同じようなことを言っているんですけども、これは教育長もわかっていると思うんです。

けれども、とにかく、早期発見するということで、少しのことでも、消しゴムを貸した、借りたでもめているときもありますけれども、早期発見ということを八方に気を配りと言いますか、一分の隙もないような感じで、先生、そして家庭でもそうですけれど、そのように、お伝えください。あと、不登校はないということですね。

○議長（横関一雄）林議員。質問事項ですので、まとめて、簡潔にお願いいたします。林議員。

○6番（林 正一）それでは教育で、教育基本法が改正されて、教育目標の実現を推進するために、道徳を教科に入れているということなんですけれども、どのようなことを入れているんでしょうか。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）まず現在、いじめによる不登校は、仁木町内の学校にはないということを私の方から言わせていただきたいと思います。

また、林議員がおっしゃっているとおり、いじめは早期発見、いわゆる子どもの小さな変化をも見逃さない。それは担任だけではなくて、中学校に行きましたら教科担任もおりますので、その辺は教員が1人の児童生徒について深く関わっていくということでの小さな変化、いじめを防止する対策を私の方から校長会を通じて指示しているところであります。いじめは、私が思うには永遠のテーマだと思います。人間でいる以上、何らかのストレスを感じ、そのストレスを他人また物に当たるということで、これはいつの時代でもありますね、いじめはなくなってほしいという思いは、誰も持っているものでありますけれども、永遠のテーマだというふうに思います。

今、道徳の関係でお話がありました。道徳の関係で現在、小学校も中学校も取り組んでおりますけれども、まず豊かな心を育むということ。極端な話をしますと自分が嫌なことをされて、それを相手にやっていいのか、また、それは嫌なことの一つかもしれませんけれども、そのためには、親、兄弟、そして友達を大切にする優しい心を道徳の中で、先生方は日々教えております。この平成29年度の教育行政執行方針の中で、心の教育プラスふるさと教育も教育委員会では実践し、各学校で取り組んでおります。ふるさとを大切にするということは、先人のこれまで苦勞してきた礎の元で今仁木町が発展してきております。そういう先人の苦勞にも視点を上げながら、子どもたちの豊かな情操教育を育みながら、豊かな気持ち、心を持つような、将来を担う仁木町の子どもたちの育成に努めているところでございます。具体的に道徳という部分で、いろいろ学年ごと1年生・2年生、そして3年生・4年生、5年生・6年生、そして中学校1年生から3年生までの発達段階に応じた道徳の本が作成されておりますので、ここでは詳しくはちょっと申し上げられませんが、そのような内容での教育指導をしているところでございます。

○議長（横関一雄）林議員。

○6番（林 正一）それから、ちょっとさっき学童ことなんですけれども、学童もいじめはないということなんですけれども、学童で居残ってやっているんですけれど、学童をやっているところは武道場で、武道場でやっていて、武道場にストーブを置いて、昨年なんかもそうなんですけれども、ストーブを2台置いて、1台は役所のストーブでもう1台は課長か誰かが持ってきたものだと聞きました。そしたら剣道とか空手とかができないんですね。だから、それを何とかしてくれないかということで来たものですから、それは良くないということで、町長に話したんですけれど、町長はそうしたら学童のところは今建てるのかなんかと言って、そうやって私も聞いた覚えがあるんですけれど、もう1年も経っていますし、私も今年もそのようなことになっているんじゃないかと思ひまして、そのときに空手をやっている方が、私の町

内会は金光町内会と言うんですけれども、そこを空手で使いたいのだけれどと来たけれど、そこに何人かいましたからね。そのときにお話をして、それは空手に貸す様にできてないからということを説明しましたけれど、学童を武道場でする、勉強とか居残りの宿題をさせるというのも考えものではないかと思うんですけれども。学校でそれをやるように、町長からそう言ってください。普通そうだと思うんですけれども。

○議長（横関一雄）林議員。今、いじめの問題を取りあげているんですから、ちょっと方向が違います。それは関係ないのでは。林議員。

○6番（林 正一）そういうことがあって、いじめになるのだから、それは関連していますよ。

○議長（横関一雄）学童の教室を取り替えるとかの話になっており、そういうことではなく、いじめの問題の対策ですから、きちんとその方向性に。だんだんとずれてきていますから。林議員。

○6番（林 正一）そういうことによって、いじめがあるんじゃないですか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時11分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を再開します。只今の出席議員は、9名です。

林議員の一般質問を続けます。林議員。

○6番（林 正一）時間はありますか。

○議長（横関一雄）あります。林議員。

○6番（林 正一）それでは、道德のことではっきり言いまして、2017年、今年ですね、3月31日に条件付きながら、教育勅語を学校で教材として使用することを、否定されるものではないとの閣議決定を行ったというのがあります。やれとは言っていないけれどもね。総理大臣はやれとは言っていないけれども、教育勅語なんかを道德に使ったらどうですか。道德教育に。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）教育勅語は、明治23年に発せられたものでありますけれども、この教育勅語に謳われております家族愛や友情、勤勉、努力や社会奉仕の精神等は、いつの時代でも変わらない価値あるものであり、子どもたちに指導すべき内容であるというふうに私も認識しております。その教育勅語を教育というか、道德に入れられないかということではありますが、戦後、教育勅語に代わり我が国の教育の基本理念として、先ほど林議員がおっしゃってありました教育基本法が定められております。それが昭和22年です。今の教育体系が築かれたのは、この教育基本法に基づいて教育体系が築かれております。平成18年には教育基本法が改正され、豊かな情操等、道德心を培うことや、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことなどが教育の目標として、新たに盛り込まれております。文部科学省は、倫理観や道德観の寛容を図るため、発達の段階に応じた道德教材「私たちの道德」を平成26年から新たに改定しまして、今、それを使っております。教育委員会といたしましては、これらの教材を活用し、子どもたちにいつの時代でも変わらない家族愛や友情、勤勉、努力や社会奉仕の精神などを育てております。今後とも本教材を積極的に活用し、子どもたちの倫理観そして道德観を養ってまいりたいとそうように考えております。

○議長（横関一雄）林議員。

○6番（林 正一）実は、私も50年前に教育勅語を習いまして、そのときには、イギリスだとか、ドイツだとかで全部翻訳されまして、そちらの方の小学校で使われていたということであって、それを50年前に習ったわけでして、この間、3月31日ですか、閣議決定されたということですから、またそうかなと思いました。その頃ちょうどテレビで総理大臣の関係する、学校か何か幼稚園で使われたとかということですが、けれども、悪い部分もあるだろうと思いますけれども、中にはたくさん良いことがあるんですよね、「夫婦相和朋友相信恭儉持己博愛及衆」最初と最後はちょっと悪いかもわかりませんが、良いところは取って、温故知新と言いますか、良いところは使ってください。はじめと終わりがちょっと悪いですが、でも。そうして下さい。教育はとにかく生きたのもでなければいけません。まして、子どもは世界の宝です。立派な人間に育てなければなりません。親や教師は子どもの鑑、身を持って模範を示さなければなりません。

私は最後にもう一度だけ言って終わりにします。答えはいりません。教育が本当に生きていなければいけないので、よろしくお願いいたします。終わります。ご清聴感謝します。

○議長（横関一雄）続いて、『地域づくりによる介護予防の推進について』、『地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けて』、以上2件について住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）地域づくりによる介護予防の推進について。

厚生労働省は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のガイドラインの中に総合事業の実施にあたっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが高齢者の介護予防にもつながっていくとしています。また、地域づくりを通じて、効果的・効率的に介護予防を推進するため作成された「地域づくりによる介護予防を推進するための手引き」では、「住民主体による通いの場」の必要性について記載されており、「通いの場」は、元気高齢者と虚弱（フレイル）高齢者が一緒に体操等を行い、参加者が近隣住民と週1回以上顔を合わせることで、地域との新しいつながりが形成され、介護予防の効果に加え、住民にとっての憩いの場、生きがいの場となり、参加者同士の見守りや、買い物の付き添いといった取組が地域住民の互助の基盤となることで、生活支援の基盤につながっていくものとされています。総合事業は、「介護予防の強化」と「生活支援の多様化」を目的とし、更に目指すイメージは、自らが健康的な生き方を心がける（自助）とともに、誰かが健康的に生きるためのお手伝いをする（互助）で、お互いが元気になれる地域づくりにあると考えます。総合事業の目的とイメージを明確に示し、地域住民と共有するための取組を実施すべきと考えますが、総合事業を推進していくにあたり、次の点についてお聞きします。1点目、総合戦略で掲げた高齢者福祉施設「いきいき88」を活用した集いの場の創出の実施状況について。2点目、「介護支援ボランティアポイント制度」の導入について。3点目、「通いの場」を総合事業へ組み入れ、地域づくりによる介護予防を推進すべきと考えますが町の考えは。以上、3点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、地域づくりによる介護予防の推進について、の質問にお答えいたします。

1点目の、高齢者福祉施設「いきいき88」を活用した集いの場の創出の実施状況についてであります。サロン活動の一つであります健康マージャンにつきましては、老人クラブの会員等により実施されている状況であります。今後におきましても、高齢者が気軽に集まり、参加者同士がお互いに楽しんで交流でき

る多様なサロン活動の開催を検討してまいります。

2点目の、介護支援ボランティアポイント制度の導入について申し上げます。介護支援ボランティアポイント制度は、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するとともに、地域住民相互の交流が促進され、生き生きとした地域社会の実現を目的とし、高齢者による介護施設等でのボランティア活動に対して評価ポイントを付与し、そのポイントにより換金や商品券等を交付する制度と認識しております。高齢者が社会参加することで、自身の介護予防に繋がるとともに、ボランティア活動に参加する新しい人材発掘のきっかけとなるほか、地域包括ケアシステム構築に不可欠とされる住民参加の意識の高まりにも繋がるものと考えられます。後志管内においては、本制度を実施している1つの自治体がありますから、管内はもとより道内における先進事例の情報収集を含め、本町に適した仕組みづくりに向けた調査や研究に努めてまいります。

3点目の通いの場を総合事業へ組み入れ、地域づくりによる介護予防を推進すべきと考えますが町の考えは、につきましては、町は平成28年度から総合事業の介護予防の一環として、元気高齢者と虚弱高齢者、さらには、65歳未満の年代層も含めて、通所型短期集中予防サービス運動教室を開催し、通いの場となっております。本教室は、健康運動指導士を講師とし、年2クール、1クール3か月間で週1回実施しております。さらに本年度は「通年で継続したい」との要望に応え、フォローアップ教室を開催し、月2回の運動教室を4か月間実施しており、概ね通年で通いの場となっております。参加者の意見からは、運動面の効果だけではなく、精神面の効果も顕著に現れていることが伺われます。また、住民主体の通いの場としては、銀山ふれあいサロン・銀山いきいきサロン・尾根内サロンが開設されており、これらのサロンの要望に合わせ、保健師や健康運動指導士、ふまねっとサポーターによる健康教育や健康相談などの支援を行っております。今後も地域の主体性を尊重し、要望に合わせた支援で関わってまいります。さらに、平成24年度からは、「ふまねっと笑っこり仁木」による、ふまねっと運動の通いの場を開設しており、仁木・然別・銀山地区において毎月1回開催されております。なお、仁木地区につきましては、本年度から社会福祉協議会の協力により、日中送迎付きで開催されており、ふまねっと運動後には茶話会を催し、参加者の交流を深めております。町といたしましても、これらの運動教室や茶話会は介護予防に寄与しているものと考えており、今後も引き続き、住民主体の通いの場の継続に協力するとともに、短期集中予防サービス運動教室の更なる普及啓発を図ってまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）それでは、答弁いただいた中から何点か質問したいと思います。

本町もいろいろ運動教室等、取り組まれていることは十分認識しているところでございます。

最初に、2点目から、介護支援ボランティアポイント制度の導入についてということで、平成23年第4回定例会で、「元気な高齢者を増やす介護予防事業の強化を」と題し、一般質問をさせていただいております。厚生労働省の平成28年4月時点でのボランティアポイント制度を活用し、介護支援ボランティア活動の実施市町村数は、全国1741市町村のうち356市町村、20.4%でありました。後志管内では京極町に続き、介護支援ボランティアポイント事業を開始する余市町で、去る12月5日、50名の方が参加し登録員養成講座研修会が開催されております。道内で取り組まれている事例として、池田町は平成25年に住民に地域で抱えている福祉課題等を共有してもらい、課題解決をしてくれる新しい層を取り込むために、ボランティアポイント制度を導入されたそうであります。池田町の介護支援ボランティア事業と社協の地域支援ボラ

ンティア事業の二つに分かれておりまして、今後ますます若い担い手の育成も必要となることから、65歳未満でポイント対象のボランティアをされる方は、地域支援ボランティアとし社協に登録し、ポイント交換時の手帳も社協に出します。65歳以上の方は介護支援ボランティアとし、登録やポイント交換時の手帳の提出先は、池田町、手帳の色も区別をしております。溜まったポイントは、町内で使える商品券と交換でき、町の活性化につながるという仕組みが幅広い世代に理解しやすくインパクトがあったそうであります。また、ボランティア活動の場所を介護施設としないで地域で行われるふまねっと健康教室等、介護予防活動の場としたことも、この池田町のボランティアポイント事業の特徴と言えると思います。また、滝川市でも、社会福祉協議会では、平成29年7月1日からスタートした「滝川市支え合いいきいきポイント」、これは65歳以上の方が対象で介護施設等でボランティアを行う、支え合いポイントと、市内23か所で行われている、いきいき100歳体操に登録し参加すると、いきいきポイントが付いてポイントに応じて、1000円から5000円相当の交換ができる仕組みとなっているそうであります。このようにいろいろ先進的な取組をされているところがありますけれども、このボランティアポイント制度の取組について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

正直、この制度について私自身もですね、勉強不足でありましたので、この度の質問はこういった意味では良い機会を与えていただきましたことに、本当にうれしく感謝申し上げる次第でございます。

ただ、今の段階ではですね、先ほど1答目で述べさせていただきましたとおり、すぐにこの制度を活用するということは今の段階では考えておりませんけれども、将来的に本町に福祉体制を整備していく中で、関連する多くのボランティアによる人手が必要になることを考えた際にですね、この制度の活用が必要になることも想定し、今から勉強をしていくことも必要だなというふうに考えておりますので、これから前向きにですね、検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）道内、全国、ユニークな取組を実施されている市町村がまだまだあるかと思います。住民主体の支援におけるこの担い手育成、それから高齢者の社会参加、地域貢献、健康維持を図る取組として、今後の介護ボランティアポイント制度の導入を要望し、こちらの方は終わりたいと思います。

次に、3点目の質問の中で、虚弱高齢者「フレイル」という言葉を使わせていただきました。これは高齢者が心身の活力、筋肉、認知機能、社会とのつながりが低下した状態のことで、日本老年医学界はフレイルと提唱されております。多くの方が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。虚弱フレイルは必ずしも健康、前虚弱、それから虚弱、要介護と一方向に進行するのではなくて早い時期に発見すれば要介護にならず、自立に戻る例も少なくなく、虚弱状態を早く発見して、それに対応することが大切であるとされております。千葉県柏市や神奈川県ではフレイルチェックの開催や自己チェックができる「指わっかテスト」というものを行っております。これは自分自身の身長に比較的比例している「指わっか」のサイズ、両手の親指の輪をつくりまして、自分のいわゆる物差しを使ってですね、きき足の方ではない、足のふくらはぎの1番太いところを囲んでいただきます。そして囲めるとか、それからちょっと囲めるとか、すき間ができるとかという部分、自分でこれをチェックできるんです。それによって自分の筋肉の衰えがわかって、それによって転倒・骨折などのリスクの高まりがわかって

てくるというものなんですけれども、本町においても、このようなフレイル（虚弱）の早期発見や対応に対する考え、取組の実施状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）本町の取組の中で該当するのは、いわゆる通所型短期集中予防サービス運動教室かと想定をいたしまして、それについてお答えしたいというふうに思います。

短期集中予防サービス運動教室につきましては、平成28年9月から始めまして、保健センター機能回復室で行い、今年で2年目というふうになります。講師につきましては、健康運動指導士が担当してございます。参加者につきましては、基本チェックリストの該当者13名及び要支援1の1名を含む20名が参加してございます。運動の内容につきましては、椅子に座って道具がなくてもできる運動や、eボール、セラバンドを使ってのストレッチや筋トレも行っているという状況でございまして、教室の初回と最終回の前の週に体力測定をして効果の判定を行っているという状況でございまして、結果としましては半数以上の方が筋力が改善しているというような結果を今得ているという状況でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）通所型短期集中予防サービス運動教室に20名の方が参加されているということでしたが、この参加された方が住んでいる地域というのは、どの辺なんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）仁木地区の方がほとんどという状況になっているということでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）高齢者の方というのは、毎年1%ずつ筋肉が減少されると言われております。本当に筋肉が減少して筋力が低下すると活動量も低下します。閉じこもりがちになり、要介護状態につながっていくとされております。しかし、こういうように運動する、年を取っても適切なトレーニングを行うことにより、筋肉・筋力を向上させることができるということがわかってきたそうであります。それで、筋力向上のトレーニングの効果は本当に大きいもので、ただし週1回以上の頻度で継続することが必要だと言われております。また、1人でやりなさいと言われてもなかなか継続してできるものではありません、やはり皆さんが集まってやると、お互いに励まし合いながら運動もできるかと思います。それを、また止めてしまうと、半年、1年で得られた効果が失われてしまうそうです。そのためにもですね、高齢者が、容易に簡単に近くで通える範囲に（歩いて15分以内程度）に週1回以上継続してトレーニングができる場所、これを通いの場と言われており、それが必要とされております。本当にそういうふうに今、そのように運動教室に取り組まれて、本町でもやっていらっしゃるんですが、仁木地区のみの今の活動ということで、高齢者はやはり仁木町全体にいらっしゃいますし、銀山地区、また、大江・然別地区、そのような地区での開催というものに対して、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

住吉議員がおっしゃるとおりですね、仁木地区に限らず、本町は大きく分けて、銀山、大江、仁木本町地区の3つそれぞれにですね、そういった通いの場の拠点施設というものがあるに越したことはないというふうに私も考えております。今後こういう福祉をですね、充実させていくためには、やはりそれぞれの地域でそういった通いの場というものを創出していくということは、非常に重要なものであるというふう

に考えておりますので、今すぐにそういったこと、今ある施設を使ってですね、例えば、大江だったらコミュニティセンター、銀山であれば改善センターを活用してですね、やれるべきことはやれますけれども、将来的に、いつ何時でも自由に高齢者の方、または、先ほどおっしゃっていましたが、フレイル高齢者という方々がいつでも通える場をですね、提供することが今後の行政としての大きな役割かなというふうに認識しているところでありますので、今後、そういった部分を含めてですね、検討してまいりたいと思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）先ほど、ポイント制度のところで滝川市のいきいきポイントというのを紹介させていただきました。これは「いきいき100歳体操」というものを取り入れていまして、それに登録して参加するとポイントが付くということなんですけれども、ここで、いきいき100歳体操というのが、日常生活でよく使う腕だとか、足だとか、そういう大きな筋肉を鍛える高齢者向けの介護予防体操でございます。15年前に高知市が考案したこのいきいき100歳体操、「いき100」と広く親しまれておりまして、今では全国およそ5000会場で行われるほどの人気となっております。道内でも、非常に広がりを見せておりますけれども、要するに筋力向上トレーニングを最も必要とされているのは、後期高齢者、また、先ほど言った虚弱・フレイル高齢者だと思うんですね。その方たちも容易にできる体操というものがいいのではないかと思います。DVDを見て、自宅で何人か集まってやる。資格がなくても何か講習を受けて、そういうふうにするという、そういう体制も必要なのではないかと思います。道内で斜里町なんですけれども、地域づくりによる介護予防の充実を目指して、この取組として平成28年の2月からこの体操、いき100を実施しております。毎週月曜日、午前10時から住民主体による通いの場として行われております。本町の一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業、ここには厚生労働省の資料の中には、通いの場の関係というふうに書かれておりまして、介護予防に資する住民運営の通いの場づくりの体操・運動等の活動に本町としてのいろいろな体操、本町でもやっています。ふまねっともやっています。こういう容易にできるいきいき100歳体操とかというものも取り入れてはどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）大変貴重なご助言をいただきましてありがとうございます。

今後はですね、ふまねっと等、それぞれいろんなカリキュラム、プログラムを本町でもですね、実施していますけれども、今後はそういったいきいき100歳体操などもですね、活用できるような、そんなプログラムをですね、前向きに検討してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ありがとうございます。

前向きに、今後も取り組んでいただければと思います。

一般介護予防事業に位置付けられております地域リハビリテーション活動支援事業があります。これなどを活用しまして、この通いの場への継続的な参加を可能とする運動方法の指導、また、認知症の方への対応方法の指導などについて、この専門職からの定期的な支援を受けることで効果的な地域展開が可能となると思います。通いの場の取組を推進するため、この地域リハビリテーションを積極的に活用してはとありますが、町長にお聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そのことも含めてですね、今後、地域リハビリテーションのことも含めてですね、今後、調査研究してまいりたいというふうに思いますので、どうかご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひ、調査研究を推進していただきたいと思います。

これは広域でやっているリハビリというものもございますので、ちょっと調べていただければわかるかなと思います。

最初の、1点目に質問いたしました「いきいき88」を活用した実施状況についてでございます。

健康マージャン、これは老人クラブの会員が実施されているとのことですが、開催単位ですとか、参加者数の状況についてお知らせください。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）開催数につきましては、今年度は4月から2回開催しております。それで備品として健康マージャンセット2台を用意しておりますので、参加者数は4人か、その倍の人数ということで、人数はちょっと何人が出たか、ちょっと押さえていないんですけれども2回開催しております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）町長が今言われているそういう中にも、いきいき88を憩いの場として活用していくというふうに施策として載っておりますので、先ほどの体操ですとか、そういうサロン活動という言葉が使われておりますが、もっともこのいきいき88を活用できると思います。こういう施設があるということ、仁木地区は、町民センター、それからいきいき88とありますので、どんどんですね、プログラムを作るなり、何か本当に高齢者の介護予防につながるような取組をですね、来年度から実施されるようにお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おっしゃるとおりですね、いきいき88の活用というのはですね、まだまだ不十分なところがあるというふうに思っております。健康マージャンは一つのきっかけとして今実施しておりますけれども、先ほどの答弁の中で4月から2回程度しかまだ実施していないということで、それ以外の日はですね、まだまだ十分活用できる期間はありますので、そういったときに何ができるのか、どういったことができるのかというのを十分協議して、行っていかなければならないというふうに改めて強く認識しているところでございます。そして、そういった教室や何かの事業・イベントを、そこのいきいき88で実施するということは当然、指導者又はそういった人材という部分もですね、確保しなければならない問題もありますので、そういったことも含めてですね、今後、有効活用について、更に深く考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）昨年ですね、その他にゲーム、カラオケ、健康ボールなども購入されたと思いますけれども、それらの活用状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）カラオケマシンと健康ボールと、ゲームがあるんですけれども、そちらについては、まだ活用していないので、今後、健康教室であれば健康ボールも使えることになりそうですし、その辺を

検討していきたいと考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）せっかくこのようにお金を出して買って、置いておくというのは非常にもったいない話ですし、どんどん活用していただきたいと思います。

それから答弁の中で、「多様なサロン活動の開催を検討していく」とのことでありましたけれども、どのような取組をされるのか。お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）今、説明いたしましたゲームだとか、カラオケもそうですけれども、あとお茶を飲みながらお話をする茶話会ですとか、当然先ほど言いました健康ボールを使った運動なども考えております。参加者が気軽に集まれるような、そういう集まりを検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町で、先ほどの答弁にありましたけれども、銀山ふれあいサロン、それから銀山いきいきサロン、尾根内サロンなどを開設されて、本町でも音楽サロンを取り組まれておりますけれども、この運営主体というのはどこになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）まず、銀山ふれあいサロンにつきましては、主催者は個人でございます。それから銀山いきいきサロンも、元々はボランティア吟詠会が主催して始まったんですけれども、今は喜楽会にも所属していなくて、引きこもりがちな方を対象に始めて、現在残っているのは1人というふうに伺ってございます。1人の高齢者とボランティアとで歌声喫茶に変わったということでございますので、こちらも住民主体でございます。それから、尾根内サロンにつきましても、地域の農業者の方々が中心となって農閑期の間に集まっているということでございますので、こちらも主体は住民、町内会の方という形になってございます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）いろいろと自発的に住民主体で、そのように取り組まれていらっしゃる気持ちは非常にすばらしいものがあると思いますけれども、この本町としてですね、このサロン立ち上げに際しての何か支援等はあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）サロンの立ち上げと言いますか、いわゆる通いの場の創設につきましては、補助事業がございまして。先ほどの住民主体で行っている三つのサロンの方々にもですね、町の方から補助制度がある旨、お話ししているということでございます。ですが、それぞれのサロンの方々ですね、書類や規約や総会等の煩わしさもあってですね、補助を受けない方向でやっているということで現在まできているということでございます。ある意味完全な住民主体の形ということでやってございますので、理想形ではあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、補助事業制度はあります。あるけれども、皆さん煩わしくて使っていないというのが実態ということでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）補助事業というのは、それはどのような内容なんですか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）地域支援事業の中の介護予防日常生活、いわゆる総合事業の中の介護予防普及啓発事業というところに分類されるというふうに押さえてでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）その普及事業はわかるんですけども、具体的に幾ら支援するとか、会場費とか活動費を補助するとかという内容なんですか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）国・道それから保険者からの補助金がありまして、自己負担額は12.5%いわゆる87.5%までが補助対象になるというものでございます。それはかかった経費すべてが対象というものでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

私の方としても、そのサロン等をただやるというのはなく、やはり介護予防としての体操、健康そういうものを盛り込んで内容を充実させて、そういう、ふまねっと運動のサポーター養成等もですね、これからの高齢化になる人材確保のためにも、介護予防の推進を図るために、地域介護予防活動支援事業、通いの場に組み入れて、そのような一部助成をしてはいかがかなという思いで聞いておりました。

本当に人材を育てるいろいろなサポーターの養成は大事なことだと思いますけれども、町として今後どのような取組を考えておりますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）すいませんお時間取っていただきまして。

サポーターの人材育成を今後どう図っていくのかという質問でよろしいのでしょうか。

今の段階では、需要はあってもそういった人材を確保するというのは、なかなか厳しい状況の中で、町としても今後そういったサポーターの要請をですね、図っていかねば、将来的には人材不足になり、そういった事業も実施できないという状況に陥ってしまいかねませんので、今からですね、そういったサポーター養成も含めてですね、各課連携して検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）去る12月13日に、ふまねっと運動が機能回復室でやられておりまして、私もちょっと参加させていただきました。

日中ということもあって、参加者の方はやはり参加しやすいとお話でした。それから今回、送迎を社協の方でしていただいているということで、「非常にありがたい、うれしい、助かります」という声を何人の方からも聞いておりました。それで、本当にわらべ唄の会とか、本当に平均年齢が85歳で、94歳の方が4名いて、あと29名の会員の方が月2回の練習日を楽しみにされて、積極的に町の行事にも参加されておりました。そのときにやはり要望があったのは、タクシーで来たり、いろんな形で参加されているんですけども、送迎があったらうれしいなですとか、また安い会費でやっているのでは会場費も少し安くしてくれたらありがたいなとかという声もいただいております。やはりこれからの本町の高齢者の方のニーズというのは、やはりそういう介護予防なり、そういう自分が楽しく集いの場に行けるとい、行きやすい環境をこちら側、行政の方でも作ってあげるべきではないかなと思います。そのためにはやはり、決まっ

た日程でやっているそういうサークル的なものに対しては送迎等を今後、考えても良いのではないかという、その方たちが元気になってくれることが、やはり町としても大事なことだと思いますが、そういうことについての考えをお聞かせ願います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員の思いは十分理解しているつもりなんですけれども、現実的なお答えをさせていただきますと、なかなかそれに伴う人材という部分がなかなか本町だけに限らずどこの地域でも今、不足している中でですね、そういった人材確保という部分では、我々もですね、非常にあらゆる場面、部分でも四苦八苦しているところでございます。今後はですね、まず、本町のそういった社会福祉の整備、こういった環境を作っていくのかというのをまず検討し、そしてそのためにこういったことが必要なのかということをですね、考え取り組んでまいりたい、そのように強く思っている次第でございまして、今後において、そういった部分では議員の皆様にご提案させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）町長の2期目の公約としても、高齢者福祉に対するものもありまして、今後、具体的な政策の実現と地域づくりによる介護予防の推進を要望し、質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。

地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けて。

我が国は今、世界に先駆けて超高齢化社会という未知の世界に向かっていと言われており、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっています。また、家庭や地域内の支え合いが希薄化し、孤独死や引きこもりなども問題となっており、高齢者や障がいのある方、子どもなどが地域住民と集う地域のコミュニティ活動の場において、お互いに支え合い安心して生活できる仕組みづくりが必要となっています。

厚生労働省は、平成28年7月に「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を公表し、その実現に向けた検討をスタートしました。地域共生社会は、「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会」と定義されており、具体的には、新たに「共生型サービス」を位置付け、高齢者と障がい者が同一の介護事業所でサービスを受けやすくすることを目的とし、障害福祉サービス事業の指定を受けやすくするための基準緩和等を行うというものです。障がいのある子が大きくなり、親が年老いて認知症になったとしても、親子で一緒に住める場があることにより、ケアの相乗効果が期待できるという着想のもとに生まれた「共生型グループホーム」や居住スペースと在宅支援機能を備えた地域福祉の拠点である「多機能型地域ケアホーム」等、多様な福祉サービスを組み合わせ、きめ細かなサービスを提供する取組が行われています。北海道では、「共生型地域福祉拠点」の設置を推進しており、平成28年度時点で、147市町村に整備されておりますが、本町における「共生型地域福祉拠点」の導入状況について伺います。また、平成29年度の仁木町行政と予算案の大綱に、社会福祉法人仁木福祉会が施設整備を計画されているとのことでしたが、計画されている施設の概要について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けての質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町における共生型地域福祉拠点の導入状況についてであります。本町では大江学園共生型生活支援センター「しょうぶの丘」が平成22年に整備されております。同施設は、高齢者や障がい者が地域住民と交流しながら共生する住まいの場であり、周辺施設も利用しながら共生型施設利用者と子どもを含めた地域住民がお互いに支え合いながら生活できるコミュニティづくりが推進されております。町においては、福祉の拠点となる施設等の整備を今後検討していきたいと建設を考えておりますが、その中で共生型地域福祉拠点の導入等、本町に適した総合支援のあり方について、担当課において調査研究してまいります。

2点目の、社会福祉法人仁木福祉会が施設整備を計画している施設の概要について申し上げます。当該法人においては、特別養護老人ホーム仁木長寿園とグループホーム仁木やすらぎの里の両施設を建て替える増床計画から始まり、最終的に地域密着型特別養護老人ホーム29床、認知症高齢者グループホームを18床とし、地域密着型通所介護事業所、居宅介護支援事業所を併設し、平成32年4月開設予定とされておりました。本年6月に行われた第7期後志広域連合介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）策定における介護保険施設整備予定調査において、当該法人に対し事業計画について改めて伺ったところ、平成32年度までの実施予定がないことを確認しましたので、次期事業計画に登載しないこととして回答したところであります。今後、事業主体であります当該法人において施設整備計画が整い次第、町としても改めて協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）1点目について、共生型地域福祉拠点の導入ということで、大江学園共生型生活支援センター「しょうぶの丘」が整備されていると、それで地域住民とのコミュニティづくりが推進されているとのことでしたが、そこでどのような取組をされているのかについてお聞きします。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）しょうぶの丘につきましては、ここに書かせていただいたとおり、高齢者や障がい者の主として住まいの場なんですけれども、近辺の施設等を利用して、住民の交流だとかイベントだとかを行っております。代表的なものとしたしましては、先日開催されました、大江地域のクリスマス会、あと夏に行われる菖蒲まつりなど、イベントで障がい者、高齢者、地域の人達、子どもも含めて交流するようなイベントが開催されているという状況であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）このイベントには毎回参加させていただいておりまして、大江のそういう交流の場は確かに見てすごいものだなということは感じております。

政府は人口が減少し、高齢化、過疎化、単身高齢者等が増加し、医療・介護制度だけでは安心して暮らすことが難しい現状を背景に、障がい者や子どもを含めた地域住民で地域づくりを進める地域共生社会を推進し、地域の自主性を促しております。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療と介護の連携を進めております。しかし、ごみ出しや買い物などの日常生活に不自由している高齢者が増えている一方で、介護保険では支援が行き届かないという問題もありました。また、高齢者や障がい者、子どもたちに対する公的な制度は全部縦割りで、課題が複合化しているご家庭にしわ寄せが来ているとされております。地域の中で孤立する方たちや制度の狭間で苦しんでいる方たちをどう支えていくのか、既存の縦割りのシステムでは課題が生じております。地域共生社会づくりは地域

包括ケアシステムを深化させ補完する役割があるとされています。本町として今後の地域共生社会の実現に向けての見解と対応についてお聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

住吉議員おっしゃるとおりですね、今そういった支援を受けるものと支援をするものという双方向の関係だけではなくですね、誰もが一体となって地域参加して地域課題を見出し、支援を受ける側も役割を持って可能な相互扶助の精神を持って取り組む、そういった体制づくりというのは今後求められてまいります。私の公約でもそういった仁木町としてのやすらぎの里を理想とし、将来どういった形が効率的に、または、皆さんが喜んでいただけるような効果的な福祉環境を生み出すことができるのかということですね、まず各関係機関と共にですね、検討して将来的にどういったものが必要になるのか、そういったことも含めてですね、これから年次的に計画して取り組んでまいりたい、そのように考えておりますのでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）答弁いただいた中で、町においては福祉の拠点となる施設等の整備を今後検討し、建設を考えておられるとのことですが、今後のスケジュールについてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）拠点施設というものはですね、今の段階ではまだ協議していない段階です。これからそういったことを含めて、町として取り組んでいきたいという私の思いをですね、今それぞれの各課にですね、これからぶつけていかなければならないんですけれども、まずはじめに体制作りをしなければならないということで、ほけん課、住民課、それぞれ関係する内容、共通する事項を併せ持つことからですね、お互いまず中身を精査して今後そういった目標に向けて、そういった拠点施設なのかは別として、将来的にそういったことも視野に入れて取り組んでまいりたいという私の思いでありますので、今は、年次的にと、計画的に今の段階ではですね、まだ立ち上がっていない状況であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

平成26年第3回定例会の一般質問で古平町を視察した際のですね、旧古平高校を改修して高齢者複合施設「ほほえみくらす」の取組についてご紹介させていただきました。今後の対策として、高齢者住宅等の整備も必要かと考えます。そういうものに対して、民間等の資金を活用するという、そういう考えもあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今町長がお答えしたとおりですね、今後に向けての調査・研究をはじめていくということになります。その中でですね、高齢者住宅等を含めて総合的な福祉の施設についての整備も一体的に考えていかなければならないと思いますので、その段階でですね、当然そういった財源とか、民間の協力、そういったものも含めてですね、総合的に今後考えていくということになるかと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）地域共生社会のモデルになった、年齢や障がいの有無に関わらず、介護や保育が必要な時に利用できる共生型福祉施設、富山型デイサービスというものが紹介されております。先進事例で、

そういうものもですね、参考にしていただきながら、本町に適した施設の整備を要望したいと思います。

次に2点目の、社会福祉法人仁木福祉会による施設整備計画の概要についてということで、平成32年までの実施予定がないということを確認されたとのことですが、本町の高齢化率も40%を超えている現状であります。今回計画された事業というものは本町においても、高齢者の方のニーズが高いものであると思いますけれども、そういうことにつきましてですね、今回実施されないということに対しまして本町でのニーズをどのようなものがあるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）現在、特別養護老人ホーム長寿園、それからグループホームやすらぎの里が、北町の方にございますけれども、そちらの方ですね、待機人数というのが大体常に10名から20名ぐらいいるということから考えますと、今の床数よりもまだ更にプラス10名くらいは必要なのかなというふうに予想はされます。ですから、例えば長寿園でいきますと、定員はあそこは50名ですので60名くらい必要なのかなと、それからグループホームにつきましてもあそこは9床ですので、やはり20床ぐらいが必要なのかなと思っております。本町のニーズは、必ずしもですね全員が仁木町の人ではないんですけれども、一応、施設のニーズとして予想すればそのくらいの数字になるのかなというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今後ですね、そういう早い段階で、この事業を実施されることが望まれるのかなと思います。

地域住民がやすらぎを感じながら安心して暮らすことができる環境づくりということで、町長も公約されております。その実現を要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて『まちづくり基本条例の制定について』以上1件について、上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）まちづくり基本条例の制定について。

「まちづくり基本条例」は、平成12年12月にニセコ町が全国で初めて制定し、その後、全国各地に広まり、現在では329の地方自治体で制定されています。また、近隣の町村では、余市町が平成25年8月に「余市町自治基本条例策定準備会」を設置し、現在制定に向けて審議中とのことでもあります。この条例は、住民自治に基づく自治体運営の理念や基本原則を定めた条例で、地方自治体の最高法規として位置付けられていることから「自治体の憲法」とも言われています。

平成22年第2回定例会において、まちづくり基本条例の制定を求めましたが、「まちづくり町民提案制度や、暮らしとまちづくり出前講座を実施しているため、当面はこの2つを活用し、より多くの町民が参加できる体制を築いていく」との答弁から、条例制定はしないとのことでありました。しかし、地方自治はその自治体の住民の意思に基づいて行政運営を行うことが重要であり、行政への住民参加や情報共有などの仕組みを制度として保障する「まちづくり基本条例」が必要であると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）まちづくり基本条例の制定についての質問にお答えいたします。

行政への住民参加や情報共有などの仕組みを制度として保障する「まちづくり基本条例」が必要であると考えますが、町長の見解を伺いますについてであります、「まちづくり基本条例」いわゆる、自治基本

条例につきましては、平成12年に地方分権一括法が施行され機関委任事務制度が廃止されるなど、国と地方自治体の関係が、上下・主従から対等・協力へと転換するなど本格的な地方分権時代を迎える中、地方自治体において独自に条例制定や施策決定を行うことが可能となり、その自主性・自立性が大幅に拡大されたことから、全国の先駆けとして平成12年12月27日にニセコ町がまちづくり基本条例を制定して以来、全国の自治体に拡大し、平成29年11月17日現在、全国371の自治体が制定し、道内では北海道のほか、小樽市、ニセコ町、黒松内町など57市町村において制定され、現在も合併市町村や都市部を中心に制定に向けて検討を行っているものと伺っています。

「自治基本条例」は、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、議会等への市民参加や住民投票、議会・議員、執行機関の責務や手続きなど、各自治体の目的や実態に則した内容で設定されております。一方、各地で条例の制定が進む中で、行政事務の煩雑化や遅延、十分な合意形成がないまま制定を進めたことによるトラブルなども報告されております。また、外国人や子どもなどの参加のあり方等、情勢や行政ニーズの変化に伴い、新たな論点も発生していることから、自治基本条例の制定にあたっては、町民からの意見に耳を傾け、議論を重ね、広範な町民からの合意形成が重要なものと認識しております。

本町においては、平成22年第2回仁木町議会定例会において「自治基本条例」を制定せずに、既存の制度や取組を活用し、より多くの町民に参加できる体制を築くことと答弁しており、私といたしましても基本的に同じ考えでございます。しかし、高齢者の増加や共働き家庭の増加など情勢が変化している中、これまでの仕組みや取組では、意見聴取や情報共有の機能を果たせなくなっております。このため、仁木町のコンパクトさを活かし、従前の制度や仕組みに拘らずに、より多くの町民の皆さんと直接お会いして、町政へのご意見やご要望の聴取や、町政や暮らしを進める上で必要な情報の提供に努めることとし、私を筆頭に、可能な限り職員が地域に出向き、町民の皆さんとの交流を行っております。

また、町において新たな制度や仕組みの検討にあたっては、町民からの意見の聴取や可視化に努めております。私は、第2期目をスタートするにあたり、仁木町の未来づくりに向けた施策に取り組んでいくこととお約束したところですが、これらのプロジェクトを進めていく上で、広範な町民の皆さまからの意見に耳を傾けるとともに、検討にあたっては町民の皆さまとの情報共有が一層重要になるものと認識しておりますので、「自治基本条例」としての枠に拘らず町民の皆さまとまちづくりに向け、連携を深めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）私もまちづくりの大切な基盤が情報共有だと思います。先ほどもありましたワイナリーのこととか、あと仁木町の看板が変わって町民からいつから「やすらぎの里」から「トマトの里」になったんですかとそういうふうにも聞かれました。やはりこう、情報が共有されていない結果がこういうところに来るのかなというふうに思っています。基本条例では情報共有と住民参加を車の両輪と同じと考え、一体のものとして町づくりのための柱としています。町長がこれから行おうとしている仁木町のまちづくりですが、新たな制度や仕組みの検討にあたっては、町民からの意見の聴取や可視化に努めているということですが、今、一部公共交通については何度も試行錯誤を繰り返しながら、町民の声を聞きながら進めていることはわかりますけれども、やはり一部に限られていると思います。基本条例としての枠に拘わらず、町民の皆様とまちづくりに向け連携を深めていくと言っていますが、どのように町民の声を聞いていくのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）町民からの意見を伺うという部分でございますけれども、今これは、例示としてですね、公共交通のあり方については十分に可視化を図りながら皆さんと一緒に進めさせていただいておりますし、また例えば、具体的に見ますと細かな部分でございますけれども、例えば、新幹線の残土問題ですとか、そういった直近のですね、身近なものについてもですね、これまでは町の姿勢で、要するに仁木町の役場の方に来ていただくという姿勢でやっておりましてけれども、極力、時間を惜しまず細かに地域に出向いて皆さんと膝を詰めてですね、そして耳を傾けるということで、この間やるようにですね、極力進めてきております。ですから、今、確かに十分ではない所とか、まだ情報共有が十分に図れてないという部分があるかと思っておりますけれども、今後はですね、先ほど町長からの答弁のとおりコンパクトな良さを生かしてですね、本当に形とか枠に拘らず全ての面に対して、町民の皆さんと向き合いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今、仁木町ふるさとまちづくり協働事業助成金というようなものがあって、町民の皆様から広域性の高いまちづくり事業を実施していくということに対しては、町から補助金、助成金が出ているかと思うんですけれども、今まで「自治基本条例を制定せずに、既存の制度や取組を活用し」とあるのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）これは22年の答弁に基づいてですね、そのときの出前講座を含めて、提案制度などをですね、指している部分でございますけれども、ただ、併せてパッケージでいろいろな住民の皆様からご意見を聞く機会というのは、多々制度と仕組みがあったと思いますので、その辺も含めて、全体的に指しているという意味でございます。主な内容としては22年度のですね、ご答弁の内容に沿った、趣旨に沿った意味合いだというふうにご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今言っていましたけれども、出前講座というのは、今も活用されているのでしょうか。私もできたころには、出前講座を活用させてもらって、担当の職員の人たちと保育所のこととか青少年条例のこととか、本当にこう地域の人たちと膝詰で話し合って納得のいく会議というか、そういうものがあったなと思い出しますけれども、最近はそのような出前講座はやっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今回のご質問をいただきまして、再度実施状況について確認させていただいたんですけれども、ご指摘のとおりですね、最近はお出前講座としての制度としてはやっていないというのが事実でございます。ただですね、先ほど申し上げましたけれども、いろんな施策についての推進をしたりですね、それとかいろいろな行事、イベント等ですね、そういったものについてはですね、町長の考えとして積極的に取り組めということでですね、職員が地域に出向いたり、また、地域の皆さんとですね、時間を関係なく接する場を極力設けるようにしながらですね、進めさせていただいております。ですから、出前講座としてではなくてですね、もっと幅広くいろんな面に対応できるような環境は整っているというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そういうふうに町長が出向いて行って話をできる場所は良いのでしょうかけれども、やはり出前講座みたいに、きちんとした手続を持って、こういうことについて町に聞きたいとか、そういう趣旨の出前講座みたいな、きちんとした要旨に基づいて、できるものもやってほしいと思います。それと個人的にやはり意見がある人、そういう集まりに出かけられなかったりして、役場に來たついでにちょっと役場の人にも聞いて欲しいんだけど、しゃべられないというか、そういう気軽に投書できるような意見箱みたいなものがあったら、本当に皆さんの意見を隅々まで酌み取れるのかなというふうに思います。今、ホームページでこういう事業をやります、それについて意見をくださいというのが主流になっていますけれども、やはり、うちの町はお年寄りも多いですし、本当にこう町民センターのボイラーが壊れていて、「どうしてつかないの」ということも、職員に聞けない人もいますよ。いつになったらボイラーが直るんだろうかとかって、やはりそういう人たちの意見も酌み取れるような、きめ細かなそういう対応が必要かと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）只今ご指摘のとおりですね、高齢者の方、そういった方が増えている中でですね、私たち行政を担当する者としてですね、そういったものは把握しながら、きめ細かな対応を図って行くのは極めて大事だというふうに思っております。そういったことからですね、例えば、先ほど申し上げました投書箱といいますか、ご意見を直接伺う場とかですね、それとか出前講座についてもですね、今のお年寄りの方とかお子さんとかを含めてですね、幅広に対応できるようなそういったものについてですね、現状と合った形でですね、実施できるようなそういったものについて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今、議会もそうですけれども、町の仕事も、町民の皆さんに理解されるように努めていかなければならないと思うんですね。議会は何をやっているのか、役場の職員は何をやっているのかというふうに、やはり言われなくないようにしなければならないと思います。それで、議会の方では、活性化委員会の中で、今期中に議会基本条例をつくるということで、下準備を少しずつ進めて議員の役割を一つずつ確認してきたところですけども、町職員にとってもまちづくりの専門スタッフとして誠実にかつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努められるように、本当は基本条例があると、それに照らし合わせていけるのではと思うのですけれども、最後にもう一度お聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

上村議員が理想とする、言わんとするという部分はですね、私も十分理解している部分ではありますけれども、そもそも何故にまちづくり基本条例、自治基本条例というものが必要なのか、その必要性が高まってきたのかというふうに考えたときにですね、かつては地域住民がその地域の長に意見を言って、その地域を長が取りまとめてきた。しかし、時代の流れとともにだんだん地域住民間の関係がどんどん希薄化して、そういったコミュニティーが築けなくなり、自分たちの意見もなかなか町政に反映することができなくなった。そういう経過がある中でですね、やはり、私も今地域住民の声を拾うという部分ではですね、非常に私もいろんな会合に出させていただいて意見を聞き、場を持っていますし、職員に対しても、とり

あえず現場に足を運んで、地域住民の声を聞き、その思いを形にする努力が必要だということをですね、幾度も話をしてきた経緯はあります。今後もですね、そういった意識改革という部分ではですね、非常に職員に対しても、そして私自身も更に強めていかなければならないというふうに思っている次第でございますので、今後もそういった部分で鋭意努力してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ一時間延長し、午後6時までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、本日の会議時間は一時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

日程第9 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第11、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案第1号から議案第3号までの3件につきまして提案説明させていただきます。

まずは、議案第1号でございます。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第2号のページをお開き願います。議案第2号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第3号のページをお開き願います。議案第3号でございます。仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上3件を一括提案説明とさせていただきます。詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）それでは議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定までの条例改正につきましては、関連がございますので一括でご説明いたします。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本年8月8日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について平成29年人事院勧告が出され、今回の主な改定は民間ボーナス支給状況を踏まえ、支給月数0.1月の引き上げ及び俸給表の水準の引き上げの改定となっております。これに伴い、国会は12月8日に法案を可決したところであります。このたびの条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権の制約の代償措置であります。人事院勧告を尊重し、また、国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところであります。今回、合わせまして議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、総支給月数を4.4月とする条例改正でございます。なお、この改正に伴う関係予算につきましては、一般会計補正予算書15ページ、1款、議会費、3節、職員手当等に記載しており17万4000円の増となるものであります。それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

議案第1号の仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の、新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第1条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、12月の支給率100分の222.5を100分の232.5に改め、支給月数を0.1月引き上げ総支給月数を4.4月とするものであります。

次のページ、2ページをお開きください。第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、6月の支給率100分の207.5を100分の212.5に改め、12月の支給率100分の232.5を100分の227.5に改めるものでありまして、6月の支給月数を0.05月引き上げ、また、第1条関係の改正で0.1月引き上げました12月の支給月数を0.05月引き下げることにより、総支給月数を4.4月とするものでありまして、総支給月数に変更はございません。附則の第1項につきましては、施行期日の定めでありまして、第1条関係の改正は公布の日から施行し、第2条関係の改正は平成30年4月1日から施行するというものでございます。附則の第2項につきましては、第1条関係の改正を平成29年12月1日から遡及適用するというもので、あります。附則の第3項につきましては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて、すでに支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わりました。次に議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。この改正につきましては、只今ご説明いたしました、議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例制定と同じ趣旨・内容で、町長、副町長及び教育長の期末手当支給月数を0.1月引き上げたいというものでございます。なお、この改正に伴う関係予算につきましては、予算書17ページ、2款、総務費及び43ページ、3節、職員手当等に記載しており、合わせて19万円の増となります。こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお開き願います。第1条関係の改正につきましては、第4条第2項中、12月の期末手当支給率100分の222.5を100分の232.5に改め、支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

次のページ、2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第4条第2項中、6月の期末手当支給率100分の207.5を100分の212.5に、12月の支給率100分の232.5、100分の227.5に改めるものでございまして、6月の支給月数を0.05月引き上げ、また、1条関係の改正で0.1月引き上げた12月の支給月数を0.05月引き下げまして、総支給月数を4.4月とするものでございまして、こちらも総支給月数に変更はございません。附則につきましては、議案第1号と同様でございますけれども、附則第1項につきましては、第1条関係の改正は公布の日から施行するというものでございまして、第2条関係は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。附則第2項につきましても、第1条関係の改正を平成29年12月1日から遡及適用するというものでございます。また、附則第3項につきましても、第1条による規定の改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、今回改正後の条例の規定による手当の内払いとみなすものというものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終了し、続きまして議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、議案第1号においてもご説明させていただきましたが、平成29年8月8日に出了されました、国家公務員に対する平成29年人事院勧告並びに給与法の可決に伴い、国準拠の改定方針に基づき、本町の職員の給与費の改定方針を決定したところでございまして、職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることに伴う改正を行うというものでございます。この改正に伴う関係予算につきましては、すべての会計におきまして、2節、給料、3節、職員手当等並びに4節、共済費となっておりますので、補正予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては、人事院勧告分として、職員給与費分約55万円、勤勉手当分210万円、共済費の関係で30万円の増となり、その他退職等による給与費の増減が含まれておりますので、約270万円の増となるものでございます。主な改正内容につきましては、民間給与との格差0.15%を埋めるため、若年層においては1000円。その他については400円、平均で約0.2%の引き上げを基本とした給料表の改定、並びに勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、期末勤勉手当の総支給月数を4.4月とするものでございます。

では、こちらも改め文を省略させていただきます、新旧対照表でご説明させていただきます。改め文の次のページになります新旧対照表1ページをお開きください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第1条関係をご説明いたします。第23条第2項第1号は、職員の勤勉手当に関する支給率100分の85を、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95に改め、12月分の勤勉手当を0.1月引き上げるものでございます。同条第2項第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率の改正でありまして、100分の40を6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改め、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げるものでございます。次のページ、2ページから6ページまでの別表第1につきましては、民間給

与との格差約0.15%を埋めるため、俸給表の水準を1級の初任給で1000円引き上げております。また、その他の若年層につきましても同程度の改定をしてございます。なお、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から400円の引き上げを基本に改定しておりまして、再任用職員につきましても、これに準じて改正しております。続きまして、第2条関係の改正をご説明いたします。給料表の次のページ、2条関係の1ページをお開きください。第22条第1項中、この条の次から第22条の3までを追加して基準日を引用する条項の追加をしております。同条の第2項では「場合においては」を「場合には」に改め、法改正と同様の文言の整理を行っているものでございます。次のページ、新旧対照表2ページをお開きください。第23条第2項第1号でございしますが、第1条関係で引き上げました。6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を、100分の90に改めまして、6月の支給月数を0.05月引き上げ、1条関係の改正で0.1月引き上げた分について、12月分の支給月数を0.05月引き下げ両月とも0.9月にするものでございまして、総支給月数には変更はございません。同条第2項第2号につきましては再任用職員の勤勉手当の支給率の改正でございまして、6月に支給する場合は100分の40、12月に支給する場合には100分の45を、100分の42.5に改めまして、1条関係で0.5月引き上げ改正をいたしました。12月の支給月数を両月とも同じ42.5にしまして、総支給月には変更がないという改正でございまして、附則の第1項につきましては、施行期日の定めでありまして、第1条関係の改正は公布の日から施行し、2条関係の改正は平成30年4月1日から施行するというものでございます。附則の第2項につきましては、第1条関係の改正を平成29年4月1日から遡及適用するというものでございます。附則の第3項につきましては、すでに改正前の条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与の内払いとみなすという規定でございまして、次のページの新旧対照表3ページの附則第4項につきましては、平成30年4月1日における号俸の調整規定でありまして、平成26年度に実施いたしました給与制度の総合的見直しにより昇給の抑制を受けたもので、37歳に満たない職員に対しまして1号俸上位調整を行うための規定でございまして、附則第5項につきましては、規則への委任に関する規定でございまして、以上で、議案第1号から議案第3号までについての一括説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号

平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ403万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3935万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第4号、平成29年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ403万円を減額し、歳入歳出それぞれ39億3935万2000円とするともに、地方債の補正を行うものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計403万円を減額し、補正後の歳入合計額を39億3935万2000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から3ページの13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計403万円を減額し、補正後の歳出合計額を39億3935万2000円とするものでございます。

次に、4ページでございます。第2表 地方債補正でございます。地方債につきましては、各事業の実施に伴い変更を行うものでございます。ごみ収集運搬車購入事業は限度額を1680万円から1600万円に、除雪機械整備事業は限度額を1450万円から770万円に、橋りょう補修事業は限度額を2820万円から2670万円に、町道西光線整備事業は限度額を4190万円から3480万円にそれぞれ変更するものでございます。

次に、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金365万8000円の増、地方債1620万円の減、その他財源2万4000円の減、一般財源853万6000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。14款、国庫支出金、1目、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金1477万8000円の追加につきましては、障害福祉サービス費及び障害児通所支援費の増加に伴う国庫負担金の追加。2目、衛生費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の決定に伴い21万6000円の減額でございます。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金167万1000円の追加につきましては、社会保障・税番号制度システム改修に係る国庫補助金の追加、及び個人番号通知カード発行枚数の減に伴う補助金の減の増減によるものでございます。5目、土木費国庫補助金1981万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の橋りょう補修事業、道路ストック事業、除雪機械購入事業の実施に伴う国庫補助金の減によるものでございます。

次に、8ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金753万円の追加につきましては、後期高齢者保険基盤安定負担金の額の確定、及び障害福祉サービス費及び障害児通所支援費の増加に伴う道負担金の追加。2目、衛生費道負担金につきましては、国保基盤安定負担金の決定に伴い31万2000円を減額するものでございます。2項、道補助金、1目、総務費道補助金につきましては、北海道の地域づくり総合交付金を活用して実施いたしました、町内指定避難場のAED購入に対する補助金が決定しましたので10万円を減額するものでございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金11万7000円の追加につきましては、権限移譲委託金の精算によるものでございます。

次に、9ページでございます。16款．財産収入、1項．財産運用収入、2目．利子及び配当金につきましては、各基金の利子の確定により4万5000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、11月までの一般寄附金24万円の追加でございます。

次に、11ページでございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため811万1000円の追加でございます。

次に、12ページでございます。20款．諸収入、5項．4目．雑入2万1000円の追加につきましては、農業者年金事務委託手数料、金属売払代金の増減によるもの、7目．過年度収入につきましては、児童手当負担金の過年度精算金18万5000円の追加でございます。

次に、13ページでございます。21款．1項．町債につきましては、先ほどの地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、15ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．1目．議会費13万5000円の減額につきましては、議案第1号及び議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更、16ページでございますが、議会広報編集特別委員会の視察研修及び議会だより発行経費等の執行残の増減によるものでございます。

次に、17ページでございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費490万6000円の追加につきましては、議案第2号及び議案第3号の条例改正及び共済費の標準報酬月額の変更による人件費の追加、及び18ページでございますが、負担金補助及び交付金につきましては、社会保障・税番号制度及び障害者福祉システムの改修費、北海信用金庫の合併に伴うシステム改修費の追加などによるものでございます。

次に、19ページでございます。2目．交通安全推進費4万4000円の減額につきましては、町道区画線設置工事の執行残、4目．財産管理費35万2000円の追加につきましては、役場庁舎の漏水箇所の調査費、修繕費及び水道使用料の追加、火災保険料につきましては率の変更による減、20ページでございますが、工事請負費につきましては、然別町有住宅解体に伴う執行残の減額でございます。5目．企画費2000円の減額につきましては、火災保険料の率の変更によるもの、8目．ふるさとづくり事業費25万3000円の追加につきましては、11月までの一般寄附金とふるさと振興基金の利子をふるさと振興基金に積み立てを行うものでございます。

次に、21ページでございます。2項．徴税费、1目．税務総務費31万1000円の追加につきましては、議案第3号の条例改定に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

次に、22ページでございます。3項．1目．戸籍住民登録費16万5000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更、個人番号カードの発行枚数の減による事務交付金の減の増減によるものでございます。

次に、23ページでございます。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費19万6000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更、火災保険料の率の変更の増減によるものでございます。

次に、24ページでございます。2目．老人福祉費4万1000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更、敬老会開催経費の執行残の増減によるものでござ

ざいます。

次に、25ページでございます。下段でございますが、3目．老人福祉施設費1万2000円の減額につきましては、火災保険料の率の変更によるものでございます。

次に、26ページでございます。4目．心身障害者特別対策費295万1000円の追加につきましては、障害福祉サービス費等の報酬改定及び施設入所支援の新規利用の増、放課後デイサービスの利用者の増加に伴うものでございます。5目．国民年金事務費5万8000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

次に、27ページでございます。6目．後期高齢者医療費611万円の減額につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の平成26年度の療養給付費の決定に伴う精算負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減によるものでございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費158万8000円の追加につきましては、平成28年度の児童手当給付費に返還金が生じたことによるもの、4目．保育所費5000円の減額につきましては、火災保険料の率の変更によるものでございます。

次に、28ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費50万8000円の追加につきましては、管理栄養士の退職及び任用に伴う人件費の差額の減額、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更、29ページでございますが、余市協会病院救急医療体制維持補助金として北後志地区保健医療対策協議会において、5町村で総額2500万円の財政支援を行うことで決定されましたので、本町分として254万1000円の追加、国民健康保険会計の繰出金の減額などの増減によるものでございます。4目．環境衛生費105万2000円の減額につきましては、火災保険料の率の変更、施設管理委託料など各事業の完了に伴う執行残を減額するものでございます。

次に、30ページでございます。下段でございますが、5目．上水道費につきましては、簡易水道特別会計への繰出金103万9000円を減額するものでございます。

次に、31ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費7万2000円の追加、及び2目．農業総務費24万4000の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

次に、32ページでございます。中段でございますが、3目．農業振興費60万1000円の減額につきましては、桜桃結実事業の執行残、農業担い手育成事業の対象者の減によるものでございます。4目．農用地開発事業費につきましては、33ページでございますが、余市川土地改良区が実施する尾根内配水路の整備及び銀山用水路、河川横断工の改修事業に対し事業費から道補助金を除いた金額の2分の1、495万9000円の補助を行うものでございます。5目．山村振興施設費2万8000円の減額、及び7目．農用地再編開発事業費11万4000円の減額につきましては、火災保険料の率の変更によるものでございます。

次に、34ページでございます。7款．1項．商工費、1目．商工総務費6万6000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。2目．商工振興費6万8000円の減額につきましては、35ページでございますが、各種事業完了に伴う執行残及び火災保険料の率の変更に伴う減額となっております。

次に、36ページでございます。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費15万4000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更及び火災保険料の率の変更、37ページでございますが、ふれあい遊トピア公園の屋根塗装工事等の執行残の増減による

ものでございます。2目．土木機械管理費2035万5000円の減額につきましては、ロータリ除雪車購入の執行残によるものでございます。

次に、38ページでございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費9万8000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。2目．道路維持費496万3000円の減額につきましては、道路ストック事業、町道舗装補修事業の執行残によるものでございます。

次に、39ページでございます。3目．橋りょう維持費807万8000円の減額につきましては、橋りょう補修事業及び橋りょう定期点検の執行残によるもの。2目．道路新設改良費623万1000円の減額につきましては、町道西光線・西光2号線の改良工事、水道管移設補償費の執行残によるものでございます。

次に、40ページでございます。3項．河川費、1目．河川総務費につきましては、執行残1万1000円の減額でございます。4項．住宅費、1目．住宅管理費111万8000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正による人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更、41ページでございますが、町営住宅の修繕費に不足が生じるため、修繕費の追加、火災保険料の率の変更による増減によるものでございます。

次に、42ページでございます。9款．1項．消防費、2目．水防費13万9000円の減額につきましては、排水施設に係る執行残及び火災保険料の率の変更によるもの。3目．災害対策費2000円の減額につきましても、火災保険料の率の変更によるものでございます。

次に、43ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費27万2000円の追加につきましては、議案第2号及び議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

次に、44ページでございます。中段でございますが、2項．小学校費、1目．学校管理費9万6000円の減額につきましては、小学校の火災保険料の率の変更及び校舎の清掃委託事業の執行残によるもの。2目．教育振興費34万2000円の追加につきましては、要保護・準要保護の交付要綱の改正に伴う学用品単価及び新入学児童に係る学用品を入学前に支給することに改正することによるものでございます。

次に、45ページでございます。3項．中学校費、1目．学校管理費6万5000円の減額につきましては、中学校の火災保険料の率の変更によるもの。2目．教育振興費24万円の追加につきましては、要保護・準要保護の交付要綱の改正に伴う学用品の単価、及び中学校に進学する生徒に対する学用品を進学前に支給することに改正することによるものでございます。4項．社会教育費、1目．社会教育総務費6万円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更、火災保険料の率の変更の増減によるものでございます。

次に、46ページでございます。中段でございますが、5項．保健体育費、1目．保健体育総務費14万9000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるもの、47ページでございますが、各種スポーツ大会の参加報償に不足が生じたので、報償費の追加でございます。2目．体育施設費29万9000円の減額につきましては、町営プールに係る臨時職員及び清掃委託料の執行残によるものでございます。3目．学校給食費1万1000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更及び火災保険料の率の変更の増減によるものでございます。

次に、48ページでございます。下段でございますが、4目．スキー場管理費3000円の減額につきまして

は、火災保険料の率の変更によるものでございます。

次に、49ページでございます。13款．諸支出金、1項．基金費、1目．財政調整基金費11万5000円の減額。2目．減債基金費6万4000円の追加。3目．土地開発基金費6000円の減額。4目．公共施設等整備基金費1万円の追加につきましては、それぞれ利子が確定いたしましたので、利子分の積み立ての補正でございます。51ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

予算書の35ページです。7款．商工費、2目．商工振興費、13節．委託料、この中でPRパンフレット製作委託料ということで、今回2万1000円減額になっておりますけれども、これは、当初の説明では、町政要覧を廃止して370万円ほどかけて、観光情報と行政情報を含めたパンフレットを作成するというものでありますけれども、このパンフレットにつきましては既に完成しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のPRパンフレットなんですけれども、現在作成中であります。作成の期間として契約しているのが、本年の5月から、来年、平成30年の3月23日までという計画になっておりますので、来春に完成ということになっております。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、これが完成した時のですね、活用方法についてお尋ねします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）このパンフレットの方はですね、皆さま方にも以前、ご説明させていただいたかと思うんですけれども、先ほど議員仰せのとおり、町政要覧の代わりにもなるようにということで、観光情報に合わせて、町の状況ですとか、歴史、またはそういう他の行政情報も入れた形で作成ということで、実際には仁木町の方に訪れるいろいろな方々へ配布したり、また、町内町外の観光施設ですとか、市町村などにですね、PR用として配布をお願いして設置してもらうというような形で活用していこうと考えております。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の説明でわかりました。

いずれにしても多額の費用をかけてですね、作成しておりますので、置きっぱなしということのないように、既存のパンフレットと一緒にですね、有効に活用してほしいと思います。

次に、同じく、予算書41ページの8款．土木費、1目．住宅管理費、11節．需用費、この中の町営住宅の修繕費の関係でお尋ねします。今回98万円を増額補正しておりますけれども、この増額理由についてご説明願います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）町営住宅の修繕費の増額でございますが、これにつきましてはですね、現計の予算額としまして367万7000円に対しまして、本日現在ですね、343万3000円の支出がございます。それで、予算残額は24万4000円となっております、当初見込みより修繕がかかっておりましてですね、今後1月

から3月までの修繕、これから予測される修繕、また、退去予定の方もおりますので、その分を試算して増額したものでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）予備費的ということでしょうか。

それで、団地も新しいと思いながら、このマスタープランを見ましたら、ふれあい39なんかはもう二十二、三年経っているということで、もしわかる範囲でよろしいので、それぞれの団地別の本年度かかった修繕費をわかる範囲でよろしいのでご説明願います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）団地別の修繕費でございますが、何万円単位という形でご説明いたします。

まず1番最初に、ふれあい39につきましては165万円、コスモス30につきましては57万円、日の出27が43万円、サン・然別が29万円、みずほ32が20万円、こちらが主なところでございまして、その他あと残りの3団地こちらで合わせて29万円というふうになってございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）わかりました。

やはり、ふれあい39が、これは一概に言えないと思うんですが、退去時に町で修繕するもの、あるいは退去者が修繕するもの、それでまた変わる状況もありますけれども、とりあえず数字を見ると、ふれあい39が1番かかっているということで、このマスタープランを見ますと、平成31年にふれあい39の外装塗装を計画しておりますけれども、この計画どおりに実施されるのでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、平成21年度に策定しております仁木町営住宅マスタープラン及び仁木町営住宅等長寿命化計画ですね、こちらでいきますと、ふれあい39の部分の今の外壁塗装の部分に触れられておりましたが、こちらにつきましてはですね、平成30年度に設計委託を行いまして、平成31年度にですね、当初予定どおり工事を実施する計画でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1967万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5678万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第5号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1967万4000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ2億5678万6000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、財産収入、5款、繰入金及び7款、諸収入を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計1967万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億5678万6000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計1967万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億5678万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、その他財源5000円の増、一般財源1966万9000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は、国保財政調整基金の利子5000円の追加でございます。

次に、6ページでございます。5款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、1目、保険基盤安定繰入金の交付額の決定に伴い70万5000円の減額。2目、一般会計繰入金は、国保財政安定化支援事業の額の確定等に伴い77万8000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。7款、諸収入、3項、1目、雑入は、平成28年度の後志広域連合の決算に基づく負担金の精算に伴い2115万2000円の追加でございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般

管理費4万4000円の追加は、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

次に、10ページでございます。2目、広域連合負担金は後志広域連合への負担金に不足が見込まれますことから、1962万4000円を追加するものでございます。

次に、11ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金は、国保財政調整基金の利子6000円の追加でございます。13ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ105万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8780万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第6号、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご

説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ105万1000円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ2億8780万7000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計105万1000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億8780万7000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計105万1000円を減額し補正後の歳出合計額を2億8780万7000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、その他財源1万2000円の減、一般財源103万9000円の減額となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金は103万9000円を減額するものでございます。

次に、6ページでございます。5款、諸収入、3項、1目、雑入は、町道西光線改良工事に伴う水道管移設工事の補償金額確定に伴い1万2000円を減額するものでございます。

次に7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更、8ページでございますが、賃金につきましては、非常勤任用職員の退職に伴う賃金の減額等により93万1000円を減額するものでございます。2目、維持管理費は、水道施設の火災保険料の率の変更及び町道西光線改良工事に伴う水道管移設工事の執行残、合わせて14万9000円の減額でございます。

次に、9ページでございます。2款、1項、施設費、1目、施設管理費は、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更により2万9000円の追加でございます。11ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で簡易水道事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6422万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第7号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ5万2000円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ6422万3000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計5万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を6422万3000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費及び2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計5万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を6422万3000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源5万2000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、北海道後期高齢者広域連合納付金の決定、議案第3号の条例改正に伴い、1目、事務費繰入金が24万1000円の減、2目、保険基盤安定繰入金が18万9000円の追加でございます。

次に、7ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、議案第3号の条例改正による人件費の追加及び共済費の標準報酬月額の変更により、

5万4000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合の納付金の決定に伴い10万6000円の減額でございます。9ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で、後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発委第1号

仁木町議会議員政治倫理条例の制定

○議長（横関一雄）日程第16、発委第1号『仁木町議会議員政治倫理条例の制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。上村議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）それでは、条例制定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の15ページです。

発委第1号、仁木町議会議員政治倫理条例の制定。仁木町議会議員政治倫理条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成29年12月21日提出。提出者 仁木町議会議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。

この度の条例制定に至った経緯であります。政治倫理条例とは、住民を代表する議員がその権限や地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の第三者の利益を図ることを防止するもので、地方自治の不正・腐敗を防ぐための条例と言え、議員は町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、誠実かつ公正に行動しなければならないことを規定した条例であります。

現在、本町議会では、政治倫理条例を未制定であったことから、本委員会において調査・研究した結果、本町においても政治倫理条例を制定すべきとの結論に達したため、議員の政治倫理に関する事項を定めた仁木町議会議員政治倫理条例を制定することとし、委員会発委として提出するものでございます。

16ページをお開き願います。条例について説明申し上げます。第1条は目的でございます。第2条は議

員の責務について規定しております。第3条はこの条例を遵守する旨の宣誓書の提出について規定しております。第4条は議員が遵守しなければならない政治倫理基準を規定しております。第5条は兼業報告書の提出又は兼業報告書の内容に変更があった場合の兼業変更報告書について、及び同報告書の閲覧方法を規定しております。

17ページをお開き願います。第6条は税納付状況報告書の提出及び同報告書の閲覧方法を規定しております。第7条は議員自らが実質的に経営する企業と町が行う契約等に関する遵守事項を規定しております。第8条は議員が第4条に規定している政治倫理基準に違反している疑いがあると認められる場合における、調査請求の方法について規定しております。第9条は、調査請求を受けた場合における審査会の設置について規定しております。

18ページをお開き願います。第10条は同審査会の運営方法について規定しております。第11条は同審査会への出席や調査に必要な資料の提出など被請求議員の協力義務について規定しております。第12条は調査結果の公表や被請求議員の弁明書の提出について規定しております。第13条は調査結果に基づく議会の措置について規定しております。第14条は議員が職務関連犯罪容疑により逮捕された場合における説明会の開催について規定しております。

19ページをお開き願います。第15条は議員が職務関連犯罪容疑により起訴された場合における説明会の開催について規定しております。第16条は議員が職務関連犯罪容疑により起訴され、有罪が確定した場合における議会の措置について規定しております。第17条は委任について規定しております。附則は施行期日の定めでございまして、この条例は平成30年1月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会議員政治倫理条例の制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会議員政治倫理条例の制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第17、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、諮問第2号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 加藤美佐子は、平成30年3月31日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。平成29年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目978番地、加藤美佐子、昭和22年8月5日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を勤められております加藤美佐子氏が平成30年3月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同人を再任候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

加藤美佐子氏は昭和22年8月5日、伊達市生まれで満70歳でございます。住所は仁木町大江2丁目978番地で、昭和46年3月に北海道教育大学函館分校をご卒業しております。昭和46年4月から京極町立北岡小学校をはじめとして、喜茂別町立喜茂別小学校、寿都町立美谷小学校、仁木町立大江小学校、俱知安町立俱知安小学校に教諭として勤務しております。平成8年4月から京極町立南京極小学校、俱知安町立東小学校で教頭として勤務した後、平成12年4月からは、黒松内町立黒松内小学校、喜茂別町立喜茂別小学校に校長として勤務、平成20年3月に定年退職をされております。定年後は、仁木町大江に住居を構え、平成20年4月から若鮎太鼓郷土芸能保存会事務局、平成20年11月から仁木町社会教育委員、平成26年11月から仁木町社会教育委員長、平成21年11月から平成27年3月まで仁木みらい塾事務局、平成21年5月から平成25年3月まで大江老人クラブ桃の会事務局、平成25年4月から平成26年3月まで大江老人クラブ桃の会会長等を歴任し、平成24年1月から現在まで人権擁護委員を2期勤められております。人権擁護委員は地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足る人格、識見や中立公正さを兼ね備えていることの他、社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては、再度、加藤美佐子氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時06分

再 開 午後 5時11分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方は起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第18 意見案第14号

診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書

○議長（横関一雄）日程第18、意見案第14号『診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の20ページです。意見案第14号『診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年12月21日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、水田正議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、規制改革担当大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第14号『診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第14号『診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 意見案第15号

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第19、意見案第15号『小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の22ページです。意見案第15号『小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年12月21日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりでございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第15号『小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第15号『小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第20『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第21『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時18分

再 開 午後 5時19分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成29年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り厚く御礼を申し上げます。また、議案審議の中であるいは一般質問におきまして、議員の皆様から頂戴しました多くのご意見、ご指摘等につきましては、今後その対応に十分留意しながら町政運営に取り組んでまいります。

冒頭の挨拶の中でも申し上げましたが、今年は、地方自治法の施行から70周年という大きな節目の年を迎えました。今我が国は本格的な人口減少局面に突入しており、地方自治体においては、財源や人材といった資源が限られていく一方で、人口減少に的確に対応し、地方行財政の持続可能性を確保していくことが求められております。では持続可能性とは一体何なのか、将来に負担を残さずに今の最大限の利益を得ることが持続可能という意味であるならば、私が考えるに、国からの支援だけを求めるのではなく、自ら利益を生み出し自立した地域を目指すことが健全化につながる重要なことであると考えます。このことは国と自治体との関係だけではなく、自治体内でも同じことが言えます。行政からの支援だけを頼りにするのではなく、地域住民の皆さんが自主的に自立に向けた行動を起こすことにより、町の発展や成長につながるものと信じております。地方自治法の歴史を振り返れば施行から70年の間に多岐にわたる改正を行っており、地方分権の大きな流れの中で、地方自治体の行財政運営の自由度が増すと同時に、その役割の重要性も増してまいりました。今こそ各自治体がそのことを自覚し立ち上がり、自らの発想力と行動力で地域づくりを進めていかなければなりません。我が国の人口が今後100年間で100年前の明治時代の水準に戻ってしまうと推測されている中、この急激な人口減少の波に吞まれることなく、本町独自のまちづくりに向けた施策を講じて取り組んでまいり所存でございます。

最後になりますが、今年も残すところあと僅かとなりました。毎年、年の暮れを迎えますと、来年の目標を立てる種にするため1年間を振り返り自己評価をすることが大切だと言われますが、私自身も今年学び得たことをまた来年に生かせるよう、新たな気持ちで職員一同、新しい年を迎えたいと思います。これから心忙しい年末を過ごされると思われませんが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、今年1年間、町政発展のために様々なご理解、ご協力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。この度は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第4回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 5 時 2 3 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第 4 回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日～ 1 2 月 2 1 日（ 1 日間）
（ 開会 ～ 午前 9 時 3 0 分 ／ 閉会 ～ 午後 5 時 2 3 分 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報 告 第 1 号	平成28年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第 1 号 平成28年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H29. 12. 21	認 定
	付託議案第 2 号 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29. 12. 21	認 定
	付託議案第 3 号 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29. 12. 21	認 定
	付託議案第 4 号 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H29. 12. 21	認 定
承 認 第 1 号	専決処分事項の承認について 平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）	H29. 12. 21	承認可決
議 案 第 1 号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 12. 21	原案可決
議 案 第 2 号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 12. 21	原案可決
議 案 第 3 号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 12. 21	原案可決
議 案 第 4 号	平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）	H29. 12. 21	原案可決
議 案 第 5 号	平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	H29. 12. 21	原案可決
議 案 第 6 号	平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	H29. 12. 21	原案可決
議 案 第 7 号	平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	H29. 12. 21	原案可決
発 委 第 1 号	仁木町議会議員政治倫理条例の制定	H29. 12. 21	原案可決
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H29. 12. 21	適任答申
意見案 第14号	診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書	H29. 12. 21	原案可決
意見案 第15号	小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書	H29. 12. 21	原案可決